

の重大さに身が引き締まるような思いでございます。この重大な責任を果たすために誠実に、忠実にこの任務の遂行に当たってまいりたいと思いますけれども、重大な時期だけに、委員長を初め委員各位の御理解ある御支援がなければとうていこの任務を果たすことは相かんいませんので、格別に皆様方の御指導、御鞭撻のほどを心より御願いを申し上げる次第でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長(遠藤要君) 福島總理府總務副長官。

○政府委員(福島譲二君) このたび總理府總務副長官を拝命いたしました福島譲二でございます。田邊長官のもとで、微力ではございますが、全力を尽くしてまいりますので、委員長初め委員の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願ひを申し上げたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(遠藤要君) 中村行政管理政務次官。

○政府委員(中村靖君) このたび行政管理政務次官を拝命いたしました中村靖でございます。

大臣を補佐し、最善の努力をしてまいる所存でございますので、委員長初め委員各位の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願ひを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○委員長(遠藤要君) 堀之内防衛政務次官。

○政府委員(堀之内久男君) このたび防衛政務次官を拝命いたしました堀之内久男であります。

伊藤長官のもと、最善の努力をしてまいりたいと思いますが、微力でございますので、委員長初め諸先生方の一層の御指導、御鞭撻をお願い申上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○委員長(遠藤要君) 一般職の職員の給与に関する法律案を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律案を改正する法律案、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案、以上四案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣意説明を聽取いたしました。田邊總理府總務長官。

○國務大臣(田邊國男君) ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について、一括してその提案の理由及び内容を御説明申し上げます。当法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月七日、一般職の職員の給与について、俸給及び諸手当の改定等を内容とする人事院勧告が行われました。政府としては、その内容を検討した結果、調整手当の改定並びに指定職及び百分の二十以上の割合による俸給の特別調整額を受けれる官職を占める管理職員の給与改定について、昭和五十七年四月一日から実施することとし、昭和五十六年度に支給する期末手当及び勤勉手当について、昭和五十五年度の俸給等を基準に算定した額に据え置くこととしたほかは、勧告どおり本年四月一日から実施することとし、このたび、一般職の職員の給与に関する法律について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、全俸給表の全俸給月額を引き上げることといたしております。

第二に、初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十万五千円に引き上げるとともに、いわゆる医系教官等に対する支給月額の限度額を三万九千五百円に引き上げることといたしております。

第三に、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万二千円に、配偶者のない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を八千円に引き上げることといたしております。

第四に、調整手当について、甲地のうち人事院規則で定める地域及び官署における支給割合を百分の九に引き上げるとともに、医師等に対する支給割合を百分の九に引き上げることとし、官署が

多数移転または新設された場合において、当該移転等の状況等に特別の事情があると認められるときの支給割合の限度を百分の九に引き上げることといたしております。

なお、筑波研究学園都市移転手当についても、調整手当との均衡上、同様に支給割合の限度を百分の九に引き上げることといたしております。

第五に、住居手当について、月額九千円を超える家賃を支払っている職員に支給することに改め、その支給月額の限度額を一万四千円に引き上げることといたしております。

第六に、通勤手当について、交通機関等を利用する職員に対する全額支給の限度額を月額一万七千円に引き上げることといたしております。

第七に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を日額二万二千三百円に引き上げることといたしております。

第八に、筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院の勧告の期限を五年とすることといたしております。

第九に、扶養手当について、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置、住居手当の改定に伴う経過措置について規定するとともに、管理職員の給与について、非管理職員との権衡上必要な限度において所要の保障措置を講ずるなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げました。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣、國務大臣等の俸給月額は、昭和五十六年度に俸給が改定された場合には、同年度に退職する職員の間の退職手当について不均衡の生ずることがあり、これを是正する必要があると認められますので、政府としては、このたび国家公務員等退職手当法について所要の改正を行おうとするものであります。

制局長官等の俸給月額は百八万円とし、その他政務次官以下の俸給月額については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十二万円から七十九万八千円の範囲内で改定することとしたしております。

また、大使及び公使については、國務大臣と同様の支給手当との均衡上、同様に支給割合の限度を百三十万円引き上げることといたしておられます。

なお、筑波研究学園都市移転手当についても、調整手当との均衡上、同様に支給割合の限度を百三十万円引き上げることといたしておられます。

第五に、住居手当について、月額九千円を超える家賃を支払っている職員に支給することに改め、その支給月額の限度額を一万四千円に引き上げることといたしておられます。

第六に、通勤手当について、交通機関等を利用して、その支給月額の限度額を一万四千円に引き上げることといたしておられます。

第七に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を日額二万二千三百円に引き上げることといたしておられます。

第八に、筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院の勧告の期限を五年とすることといたしておられます。

第九に、扶養手当について、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置、住居手当の改定に伴う経過措置について規定するとともに、管理職員の給与について、非管理職員との権衡上必要な限度において所要の保障措置を講ずるなど、所要の規定の整備を行うことといたしておられます。

第十に、委員手当については、委員会の常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を三万九千二百円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を二万二千三百円にそれぞれ引き上げることといたしておられます。

第十一に、内閣総理大臣及び國務大臣に支給する俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

なお、秘書官については、一般職の職員の給与と同様の支給手当との均衡上、同様に支給割合の限度を百三十万円引き上げることといたしておられます。

第五に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第六に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第七に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第八に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第九に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第十に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第十一に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第十二に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第十三に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第十四に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第十五に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第十六に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第十七に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第十八に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第十九に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第二十に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第二十一に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第二十二に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第二十三に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第二十四に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第二十五に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第二十六に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第二十七に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第二十八に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第二十九に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第三十に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第三十一に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

第三十二に、五号俸は八十八万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、九十一万円から五十九万九千円の範囲内で改定することといたしておられます。

等が制定された場合において、退職の日における俸給月額がその日の前日までに改定があったとした場合の退職の日における俸給月額に達しないこととなるときは、その者について適用される退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額は、改定後の俸給月額とすることいたしております。

第二に、整理等による短期勤続退職等の退職手当の額の計算の基礎となるべき扶養手当の月額については、改定後の扶養手当の月額とすることといたしております。

以上のはか、附則において、この法律の施行期日について規定しております。

う所要の切りかえ措置、住居手当の改定に伴う経過措置について規定するとともに、管理職員の給与について、非管理職員との権衡上必要な限度において所要の保障措置を講ずるなど、所要の規定の整備を行なうこととしております。

なお、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用し、またはその例によることとされている事務官等の俸給並びに扶養手当、通勤手当、住居手当、調整手当及び初任給調整手当等につきましては、一般職の職員と同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上がこの法律案の是実理由で、そつ内閣の既

実績を見込む。五十六年度は六・二%であります
が、それより大目の見込みをつけているようであ
ります。したがいまして、経済企画庁長官の発言を
によりますと、どうしてもこれは実現をし
ていきたいということでありますから、当然七七%
前後の収入の増があるものと私どもは見ます。一
方、労働界の方は来年の春闘に向けて九%から
○%内外が労働四団体の要求金額のようでもあり
ます。どこに落ち着くかはこれから運動の結果
であるわけであります、いずれにいたしまして
も相当な雇用所得というものを見込まなければな
らぬ、こゝは見らしく。

それから、来年度の経済背景と給与の問題の見込み方の問題をおっしゃいましたけれども、いざれにいたしましても雇用者所得はマクロ推計でございまして、ベア率を推計したものではないことは、これは先生御承知だと思います。性格が違うものでございます。したがって、給与の改善費といふものと雇用者所得とは本来関連づけて議論するのにはいかがなものであろうと、こういう感じを実感つておるわけでございます。したがって、まだきようこれから、今晩御承知のように閣議にわかれわれの原案を出す段取りでございますし、これまでは、来年度の経済背景と給与の問題の見込み方の問題をおっしゃいましたけれども、いざれにいたしましても雇用者所得はマクロ推計でございまして、ベア率を推計したものではないことは、これは先生御承知だと思います。性格が違うものでございます。したがって、給与の改善費といふものと雇用者所得とは本来関連づけて議論するのにはいかがなものであろうと、こういう感じを実感つておるわけでございます。したがって、まだきようこれから、今晩御承知のように閣議にわかれわれの原案を出す段取りでございますし、これまでは、

概要であります。

以上がこれら法律案の提案理由及びその内容の何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(遠藤要君) 伊藤防衛庁長官。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に準じて、防衛庁職員の給与の改定等を行ふものであります。

要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(遠藤要君) 以上で説明聽取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山崎昇君 まず、総務長官とそれから大蔵当局にお聞きをしておきますが、夕べ臨時閣議がありまして、来年度予算の大枠並びにその前提となります経済の見通し等について閣議了解があつたと報道されております。私どもは、夕べのことありますから、新聞でその数字を見る以外にいまの

そこで、公務員給与に関連してお聞きをしたいのは、今日までこの公務員給与が大変遅れました最大の理由の一つは、当初予算に一ヶ月前後しか計算を組まないことがある。ことは労働省の発表でも平均七・九%の民間の収入になつておる。公労協の諸君もまたそれに近い仲裁裁定になつてゐる。したがつて、人事院が民間の数字をはじめて、約四ヵ月ばかりいろいろな調査をしながらはじめて出しましたこの勧告がいわば予算で抑えられる。それも当初予算でそれだけの雇用者の所得を得る。見込みながら一%しか組まないとところに最大の原因があるんではないんだろうか、私はこう考えます。

だらうと思いまして、まだ原案を作成、原案を出
したというところでございますし、そういう現状
でござりますので、計数的な詳細の面については
ひとつ差し控えさせていただきたいとお願ひ申
上げます。

防衛庁職員の給与の改定等につきましては、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定等を行うとともに、官外手当についても改定することとしております。この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用することとしておりますが、指定職及び管理職員の給与改定について、昭和五十七年四月一日から実施することとし、昭和五十六年度に支給する期末手当及び勤勉手当について、一般職の職員と同様に、昭和五十五年度の俸給等を基準に算定した額に据え置くこととしております。

以上のはか、附則において、俸給表の改定に伴

ところ資料の入手はできないわけであります、きょう私が持ってきておりますのは日経新聞に出ております数字であります、大筋これにはば問題違いないんだろうと思うんですが、まず確認をしておきたいと思います。

○政府委員 増岡康治君 きょうの日経に出ております数字、まだ詳細に主要経済指標についてのお互いの数字を比べておりませんが、ほぼ正しいものと思っております。

○山崎昇君 そこでお聞きをしますが、この閣議了解の見通しによりますと、たくさんの方指標がありますけれども、給与に関連をする部分だけ抽出してお聞きをしておきたいと思うんですが、一つは、個人の雇用者所得は来年度六・九%ぐらいの

そういう意味では、来年度予算の大枠が示されたわけでありますし、その前提となる経済の見通しをすでに政府で了解をしたわけでありますから、来年は少なくとも政府で七ヵ前後の収入増があると見込む。だとすれば、公務員給与についても一体五十七年度予算は当初予算でどういう措置をとるのか。これは担当する総務長官の見解も聞きたいし、大蔵省の見解もまず聞いておきたい。

○政府委員(増岡康治君) お答えいたします。

昨日の件でございますが、主要経済指標の中に記載は、まだいま先生がおっしゃるような雇用者所得のことについては明確に触れておりませんし、また確定もしていないと思っておりましますし、われわれも資料を持ち合わせておりません。

○山崎昇君 それはおかしいじゃないですか。だから、私は最初におおむねこの数字は間違いありませんかということを確認をしている。ただ私は、いろいろなことに数字が挙がっていますが、簡単に言えば名目成長率が八・四%、実質が五・二%。物価は卸売が三%、消費者が四・七%。就業者も一・一%ふえる。完全失業率は二・一%。最終消費支出は名目八・六%、実質が三・九%。そしてその内容として所定内賃金、時間外賃金、ボーナス等がふえるであろう。そういうものを全く

部ひつくるめて雇用所得というものを六・九%ぐらいふえるであろうとあなた方は見ている。歳入として入ることを見ている。当然これに見合った公務員に対しても処置をあらかじめしておかなければならぬじやないですか。それが、いままだこれはあれでございまして、まだわかりませんなんという答弁は納得できないですよ、私は。

そして経企庁長官は、開議後の記者会見でも述べられておる。ここに述べておりますのは、需要項目別に前年度比増減率を見ると、民間最終消費支出は名目八・六%，実質三・九%，いま申し上げたとおり高い伸びとなる。一人当たり雇用者所得が六・九%，本年度が六・二%でありますからこれも高く見ておる。こういう経済指標をもとにしてこれから予算が確定していくわけでしょう。

だとすれば、当然公務員の問題についても、今年度一%しか組まなかつたからこういう問題が起きているわけなんで、当然所要の財源というものはある程度見なければならないのじやないですか。重ねてこれは聞いておきます。

○政府委員(増岡康治君) 先生のお気持ち、よくわかるわけでございます。いずれにいたしましても、五十七年度の給与改善につきましては、これはもちろん総理がいつも言っておりますように、人事院勧告の趣旨を尊重すると、こういうことがあります。片や財政事情の問題を総合的に勘案して決める気になるわけでござりますけれども、人事院におかれでは来年の四月いろいろ調査をなさる、片やマクロ的な推計という問題がありまして、いろいろそういう問を見ながら今度の来年度予算編成に当たつたわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、ちょうどいま原案を作成したばかりでございまして、すべてのまだ了承を得ないと、こういう立場でございますので、そういうものを勘案してといふところでひとつ御理解いただきたいと思います。

○山崎昇君 それでは、これから公務員のそういう給与予算等の問題についても大蔵としては考えていくんだ、いまはこれに載つておらぬけれども

当然考えなければなりません、こう理解しておきます。

總務長官に申し上げておきますが、また来年の勧告が出た後、同じようなこういう不手際が生じないようにあなた方もきちんととした予算を組まするようにはとつ努力をしてもらいたい。

それから、人事院総裁にあわせてお聞きしておきますが、ことしはいま申し上げましたように一%だけできわめて私は遺憾な状態であつたと思う。総裁もたびたびその点については触れられておりましたが、五十七年度の人事院勧告につきましても人事院は毅然として調査されると思う。そしてまた、勧告がその結果によつてなされると思ふ。それらの段取りについて総裁の決意を聞いておきたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) 人事院の給与勧告制度が制度としてござります限りは、従来の方針にてとつてこれを踏襲の上で方針を固めて、従来どおり進めてまいりということには基本的に変更はございません。従来どおりにやつてしまいまります。

したがいまして、来年の日程を申しますと、まず最初に取りかかりますのが一月中旬の国家公務員に関する実態調査、詳細にこれは全部について調査をいたします。それから始めます。それから、今度は春闘等の動向を見ながら、四月現在で民間の給与の実態を調査いたしまして、これとの比較検討の上で較差が出てまいりますれば、結論を出して勧告すべきであれば当然勧告をすると、従来の方針はそのまま踏襲してまいる所存でございます。

○山崎昇君 総務長官に重ねて確認をしておきましたが、十一月の二十六日に、総理から私に公務員給与についての回答がなされたわけです。そのままで、私は、同僚の委員から総理に対する質問がございまして、今度の措置というのではなく異例であつて、五十六年度限りで、来年以降全く異なることはやらないんだという趣旨の答弁がございました。そういう意味で言えば、異例の措

置という中には、一%も含めて五十六年度が異例外であつて、五十七年度以降は当然勧告が出来ば勤告と、いまの八千人が九千三百人になります。一種に当たる人が三千七百人、二種が五千六百人、合計で九千三百人、かようになつております。

○国務大臣(田邊國男君) 総理の答弁につきましては、私も先ほど申しましたように、人事院の勧告を尊重するという基本的なたてまえに立つて給与問題に対処をしていくと、こういうように私は理解をいたしております。また、私もさよならでてまえに立つて対応をしていく、こういう考え方でございます。

○山崎昇君 それでは、総理の私どもに対する答弁をそのままあなたは了解をしているわけですね。そういうふうに了承しておきます。

それから、具体的に質問に入りますまことに、二と二、三数字を確認しておきたいんですが、総理府にお聞きをいたします。

今回の措置で給与が凍結されます指定職は何人でしょうか。それから一等級が何人、それから二等級のうちで一種二五%の手当を払う者が何人、二種二〇%の管理職手当を払つてゐる者が何人、この数字をまずお聞きをしておきます。

○政府委員(山地進君) 一般職の職員とそれから裁判官とか検察官とか、そういうたよな方々を含めますと五千三百人が指定職の相当の方でございます。

それから管理職員でございます。その他一般職の給与法の適用職員でございます。その他裁判官とか検察官とか、そういうたよな方々を含めますと一千五百人が、この職員から申し上げますと、これは千五百人が

が、いまの裁判官とか、そういうたよな方々のほかの俸給表の方も含めて管理職員を計算いたしますと、いまの八千人が九千三百人になります。一種に当たる人が三千七百人、二種が五千六百人、合計で九千三百人、かようになつております。

○山崎昇君 それからもう一つ数字を確認をしておきますが、これは私の方で調べた数字ですが、間違なければそのとおりと答えてもらいたいのですが、人事院勧告の完全実施をする財源として三千四百十億円、うち当初予算に上げましたものが六百三十億円、追加必要財源二千七百八十億円、これが一つの数字であります。それから今回削減をした財源額、総額で九百億円、うち期末・勤勉手当分が七百十億円、調整手当の見送り分が百三十億円、管理職のいろんな延べたりあるいは凍結したりの分が六十億円、こういうふうに私ども考えておりますが、間違いあるかどうか一つと、それからそれを金額にしてみまして、調整手当の値切り分が七百四十二円、管理職等の値切り分が二百七十四円、言うならば値切る分は一人に直しまして千十数円。そういう意味でいきます

といふと、今度の人事院勧告は一万一千五百二十円が平均であります。一万五千円で五・二三%の勧告といふものが四・七七%にしかならない、こう私ども思つておるのでですが、間違いませんか。

○政府委員(山地進君) 私の方の手元の数字、大体先生のおっしゃる数字と合つておるわけでございますが、個々の分につきましては、たとえば調整手当とボーナスがダブリ勘定になると、どちら側の勘定に入れれるかということで右に行つたり左に行つたりするという点がござります。そういう点もお含みいただきますと、大体同じような数字であるうかと思うのですが、急のため私どもの数字を申し上げますと、いまの三千四百十というの是一般会計であるといふことが一つございます。特別会計の方を入れますと、それが三千四百十に当たるのが三千五百八十になります。それから給与改善費として六百三十上がつておられたものが

六百十になるというような点がございます。

それからもう一つ、いまの中で一般会計だけ申し上げますと、先生のおっしゃったような三千四百十とかあるいは九百とかいうようなことでござりますが、その中の節減額の内訳になるわけでござります。

場合もずいぶんありました。ありましたけれども、今回のようなやり方は初めてなんですね。
そして、法案の内容を見るといふと、附則で多少の矛盾を解決するような処置をとつてはおりますものの、初めての今回のようないやり方でありますだけに、私は人事院としてどんな考え方を持つんだろうかと思うわけです。加えて、いま大

その取り扱いに対し、今年度においては、い
ま御指摘になりましたようなまことに異例の取り
扱いがなされたわけであります。また、具体的に
お示しになりましたように、私もこのような取り
扱い方でなされたのは初めてであろうというふう
に思つておおりまして、その意味においてはなほ
だ遺憾であるというふうに申さざるを得ないと思
います。

ですが、政府・与党の数次にわたる協議の結果、終盤国会における情勢判断として、十一月の二十七日の閣議決定をしたよな給与改定の取り扱いをするという結論に達したものでございまして、その点を御理解をしていただきたいと思います。

○山崎昇君 理解せいと言つても理解できるわけじゃない。

そこで、総務長官、具体的にあなたに聞きますよ。たとえばいま二等級十四号の課長補佐がおるとする。この人が、まあ月はどの月でもいいですけれども、来年の三月までの間に課長に抜くなるとすれば、いまもらっております三十五万円、この人は一六%の、課長補佐で該当しない人が課長になったと仮定すれば、三十五万円の俸給が三十万四千円に下がるんです。

けです。指定職の方も約七十億ばかりあるわけでございますが、そのはね返り等、つまりボーナスの方を勘定しちゃっているというのを減らしますと五千億ぐらい、これを総計いたしますと八百八十九百というような数字があろうかと思います。

聞きたいし、それから総務長官にあとで具体的にお聞きしますけれども、政府・与党が打ち合わせをされて、もちろん野党にも示したわけでありますが、一体行政を預かるあなたとして、こういう矛盾の多い内容を与党との間にどういう経過で決めたのか、どういうあなた方はアドバイスをしたのか。全く政治だけが一人歩きしちゃって、こういう凹凸だらけの法律を出さざるを得ない、こん

措置を講ずるというような方針が示されたという客観情勢はあるということは私も十分認識はいたします。認識はいたしますが、しかしいまの制度がある限り、公務員の給与といふものは財政状況のいかんにかかわらず、要するに世間並みの相場と申しますか、それ並みの給与といふものは確保しなければ公務員の生活安定ということにもならないし、また非常に重要性がどんどんと増してまいります公務の能率的な、公正な運営ということもやつぱり保障しかねるという観念から、いままで大方の支持を得て今日まで非常に良好な慣行として定着をしてまいつたと思います。

そういう面からいって、現在の制度がある限りこれがいろんな角度から論議をされて、結果として政府案としていま決まつておりますようなそちら

そこで、あなたにお聞きをしたいのは、これは明らかに国家公務員法六十二条の一項に反するんじゃないか。あなたは御存じかもしませんが、国家公務員法の六十二条の一項とは何か。「職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。」二項で「前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない」と、こうなつております。しかし、給与準則ができるまでの間は一般職の給与法の第一条で職務標準表がつくられて、いま扱われているわけです。職務が課長補佐から課長に上がって本俸が下がるなんといふばかなことを、あなたの方行政屋として、幾ら政治がどうあらうとも黙ってそれを見過ごすということはあり得ないんじやないんでしょうか。一体これ私から言わせれば六十二条違反じやないか。法律に違反するような制度を財政だとか政治論だ

当に手を入れる、あるいは期末・勤勉手当を全く抑えられる、あるいはまた代償機能としての人事院勧告を全く適用されない者が何人か出てくる。こういう事態に対しても、勧告した人事院としては、一体どういうお考えを持つのか。これは当然遺憾だという答弁になるんだと思うんですが、戦後この人事院勧告が多く出されまして、不完全実施の

権が制約をされておる。したがつて、それに対する代償機能として人事院勧告制度というものが認められていくものと理解をいたします。この点については大方の理解もどんどん進んできまいまして、ここで申し上げるまでもなく、昭和四十五年以来、時期、内容ともに完全実施をされて定着をした制度として今まで来ておったわけでありま

て、これは繰り返して申しますが、はなはだ遺憾であるというふうに申さざるを得ません。したがいまして、この点はあくまでも異例の措置として、いち早くやつぱり本来の姿に戻していくいただくということに最大限の御理解を賜りたいというのが偽らざる私の心境でございます。

けで片づけるというやり方はどうてい私は承服できない。

さらに、時間がきょうは余りありませんから統けて申し上げますが、逆転防止なんという言葉で今度の法律が出されているわけですが、一体この逆転防止という附則の条項というのは、給与法上でどういう根拠があつてこういうことをやるんだ

ろうか。たとえば差額を支給しますという。いまのような場合に、この人がまた今度違うポストについた場合にまた問題点が出てくる。そういう場合に差額をあなた方は支給すると言うんです。給与法のどこにこういう差額の規定があるのか、根拠を示してもらいたい。

本法にもないものを、本法を改正する経過措置で
もないものを、そういうものを附則でいきなり差
額支給だとか逆転防止だとか、こういう形で給与
制度をゆがめるというやり方は、行政にとりまじ
てはとるべき態度ではないんじゃないでしょうか。
政治がそういう方向をとろうとするならば、
当然あなた方は政治に対してその旨をやっぱり説
明をして、こんなことの起きないようにするのものが
あなたの任務じゃないんでしょうか。あなた、当
時総務長官ではありませんが、しかしいずれにし
ても職務は引き継ぐわけでありますからあなたに
いま物を言っているわけですが、その根拠を聞か
してください。

○政府委員（山地進君） いま先生の御指摘になりましたように、公務員法の六十二条、職務と責任に応じて給与というのがあるというのは、私どももこれは今後変わらない基本原則であろうかと思ひます。今回の給与改定の法律は、まさに、いろいろ大臣からも申し述べましたとおり、緊急異常な状態に対処するためのものでございますので、私どもとしては從来から指定職の俸給について十月実施というようなことをやつておりますが、このような厳しい財政の折から、こういったことをせざるを得なかつたというわけでございます。

そこで、その差額の点でございますが、差額の支給の根拠といいますと、先生のおっしゃるようになりますが、法律に基づいて出すわけでございますので、逆転防止のための支給される給与というのは、実質的には俸給、扶養手当等と同じような性格のものであるわけでござりますけれども、形式的には、これは特別の名称を持たない月額の手当であるといふに私どもは言わざるを得ないのでなかつた

るうかと思います。したがつて、一般職の給与法の本法に基づくものではなく、いまおっしゃったように給与法の一部改正法の附則に基づくというものであるというふうに観念しておるわけでござります。

○山崎昇君 すいぶん苦しい答弁をしますな。給与法にないもので、また名前もないような手当をどうやって支給するのですか。ただ、附則に確かに書いてありますよ。これは事務当局としては遺憾千万な答弁だ、そういうやり方は。さつきも申し上げましたように、六十二条違反は明らかです。職務が上がつて責任が上がつて本俸が下がること、本俸が下がるんですよ、これ。こんなばかな給与制度というのほどこにありますか。総務長官は、あなたは知事もやられて幾らかそういうことを、本俸が下がるんだ。私も今日まで公務員給与専門にやつてきた一人ですけれども、こんなやり方は初めてですよ。いまの人事局長の答弁は、名前はないと言う、給与法には根拠はないと言ふ、やむを得ないから附則で出すと言うんだ。

そして、一体この差額というのは本俸と見るのですか、これは手当なのです。本俸と見なければ、自後、退職手当を計算する場合もあるいはその他の場合でも問題が生じますよ、単なる手当ということになれば。そういうものを基礎にして計算せよということになつていないのでから。本俸とみなすのですか、重ねて聞いておきます。

○政府委員(山地進君) これは一種の手当であるといふふうに私どもは觀念しておるわけでござります。

いまの退職手当につきましては、退職手当法の適用上、本俸は上がつた場合の本俸を用いて計算するという処置を講じているというのが退職手当法の趣旨でござります。

○山崎昇君 だんだん聞いてくると、と矛盾だらけになつてくる。幾ら異例の措置といつても、余りにも行政の筋は曲げるべきものではない、それは。曲げていいものと曲げて悪いものとある、

やつぱり。戦後三十年間続いた給与制度を、あなたがいい。本当は総務長官、これは撤回して、さつき財政を聞きましたら、わずか六十億程度でない、これは。だからこれは本来なら、指定職は別としまして、一般職の中で差別することはやめた方がいい。本当に総務長官、これは撤回して、と思う。このために、これだけ六十二条に違反するような、給与制度を根幹から揺るがすようなやり方というのは変えるべきじゃないだろうか。しかし、いま提案されて、あなたの顔を見て、なかなか撤回するというような顔もしてないようでありますけれども、いずれにしても、今後こういうことを再びやらないようにしてもらいたい。全く異例だ、本当に。異例という言葉だけでは片づかないで、この問題は、この点を強くあなたに申し上げておきたいと思う。

さらに総務長官にお聞きしますが、仲裁裁判は完全実施ですね。これも労働基本権を制限して、かわりに仲裁裁判という制度をとっている。しかし、これは本権も手当も完全実施になつていて、どうして人事院勧告だけがこういう扱いにならなければならぬのか。法律上の仲裁裁判と勧告制度の違いは私も承知しております。こんなことは言われなくともわかっておりますが、この仲裁裁判の差といふものについてどうお考えでしょうか。

○国務大臣（田邊國男君） 非現業の国家公務員と三公社五現業の職員については、それぞれ人事院勧告と仲裁裁判の制度が設けられておりまして、いずれも労働基本権の制約に対する代償措置の一つであるという点では共通の性格を持つておるわけであります。しかし、給与財源や給与決定方式は、非現業の公務員と三公社五現業の場合とは異つておるわけでございます。

三公社五現業の給与は労使交渉によって決定をされるたてまえであります。紛争調停のための仲裁裁判は、労使に対して最終決定としての拘束力を持ち、政府は実施の努力義務を負う。ただ

し、当該企業体等の予算上あるいは資金上実施不可能な協定または仲裁裁定については国会がこれに関与するということになっております。

これに対しまして人事院の勧告は、法律という形で国会で決定をしていただくことになつております。まして、国会のこれらの二つの関与方式が違つてゐるわけでございます。その取り扱いにつきましては若干の差が出ていることはやむを得ない、かように考える次第でございます。

○山崎昇君 制度の違いは私も承知していますよ。しかし、事柄はやはり働いている人の給与の問題ですね。なるほど仲裁裁定という制度でやつてある、片方は人事院勧告ですね。しかし、財政的に言つても仲裁裁定の方は全部これは黒字ばかりではありませんね。そういう苦しい中でもやはり仲裁裁定を国会も守りなさいと言う、政府も守つた。労使間で話し合つて、労使間の円満な運営というものを基礎に置いてやられている。そうちとすれば、人事院勧告を実施する——法律だからどうやつてもいいということにはならない。やはり人事院勧告を完全実施する法律をあなた方は出す義務を負つているんじゃないですか、制度の違いは承知いたしますけれども。ところが片方は、手当も本俸も全部完全実施をやつて、同じ勧告している一般の公務員だけにはこんなばかな給与法を出してくる。これは政府のとるべき態度じゃありませんよ。この点はきつくなあなたに申し上げておきたいと思うのです。

それから、具体的にお聞きをしておきたいと思うのですが、大蔵当局に聞いておきますが、共済組合法上での矛盾が出てきませんか、今度の措置は。

○説明員(野尻栄典君) お答え申し上げます。

共済年金は社会保険方式で財政が組み立てられておりますために、新規裁定される方々の年金といふのは掛け金の標準となつた俸給を基礎にして計算すると、これが原則でございます。したがいまして、五十六年度中に退職された方々の中で勧告の趣旨に沿つたベースアップが行われた方々につ

きましては、その新しいベースを基礎にして掛け金の追徴もいたしますし、それによって年金の裁定は行われることになりますけれども、このベースアップが行わぬことになります管理職等につきましては、掛け金の標準となる給与そのものが動かないわけでございますから、旧ベースといいますか現行ベースでしか年金の算定ができない、こういう仕組みにならざるを得ないわけでござります。

そこで、もう少しすると、管理職はなれ方との年金と管理職になれ方との年金と管理職にならなかつた方々との年金とで差が出でくるということは当然起こつてまいります。その問題についてどう対処するかということに相づらから二度つまづき、一九六一年度四月三十日

なろうかと思しますが、五十六年度中に退職した管理職の方々だけが、将来にわたって年金額が遺族年金につながるまで、何といいますか不公平ないうか、陥没した形になるということは好ましくないわけでござりますので、将来の年金額改定というところで何らかの調整措置をとっていかざるを得ないのではないかと、こういうふうに私どもとしては考へておるわけでございます。

○山崎昇君 なぜ私はこれを聞くかというと、退職手当は救済措置をとるんですね。共済は、いまあなたの言うとおり何にもとらないんですね。将来何らかの措置をしたいと言つても、将来そんな

たとえば、さつき申し上げた人が課長になつたら本俸が下がつて、なるほど掛け金も安くなる。その人がやめるると課長補佐でやめるより年金が低いんですよ、これ、現実的に。なぜかといつたら一年の平均給ですから。それはそのまま放置していくかの時期に直しますといつたって、そんなもの直せるわけがないじゃないですか。共済組合法で、さかのぼつて適用して、その間の掛け金を取つたり外したりできますか。退職手当だけは今回救済措置を出したのにかかわらず、共済については何も触れないというのはどういう意味ですか。

た保険料と関係があるわけでござりますから、差額による保険料の追徴した方としない方がまた同じ年金になるということは、それ自身がまた別の意味でのアンバランスを生むわけでございます。したがって、新規裁定の年金額そのものについての差ができるのは、これはもう制度上やむを得ないというふうに考えております。ただ、そういう方々を将来、年金額改定という法律が出てまいりますですね、毎年、恩給にならつて。そのときにはどういう措置ができるかについて検討させていただきたいと、こういうふうに申し上げているわけでございます。

○山崎昇君 そうすると、今回の措置で、いまだなたが言ったように矛盾の起きたものは年金改定の際にあなた方は直したいと言ふんですね。すると、具体的に言えばどういうことができますか、具体的に聞いておきます。

○説明員(野尻栄典君) たとえば昭和五十五年以前に退職した方々の年金額改定というのは、恩給における措置にならいまして、また来年どういうことになりますか、これから予算の最終セットまでの間に方向が決まると思いますけれども、そういうものを参考にしながら将来検討するということしかいまのところはお答えできないと思います。

○山崎昇君 それじゃ救済にならぬじゃないですか。そんなものは一般的な共済年金の上げ方であつて、今次のこの問題によつて生ずる救済にはならぬじやないですか。事共済組合に関する限りは救済措置ができないんです。できないんです、現実的に。恩給も上がつたから一般の年金も上げますとか、当然のことです。そんなのはスライドですよ。それといま私が聞いていることは違うんです。それから寒冷地給あるいは国家公務員災害補償法に対しても暫定措置をとるようありますけれども、その中身がよくわからぬ。

総務長官、これはきょう時間がもうなくなつてしましましたから私やめますが、事はどういう問題です。それから寒地給あるいは国家公務員災害補償法の措置によつて出てくるんですよ。一時金が今度の措置によつて出てくるんですよ。

で処置できるものはなるほど多少の救済はできな
るかもしない。そうでないものは救済できな
いんです、これ。私はもう本当に行政の怠慢と言
つてもいいんじゃないかと思うぐらい、今までのこ
の法案というものは納得できない。しかし、もろ
時間が来ましたから進めますが、退職手当につい
ても具体的にどんな矛盾が起きますか。

○政府委員(山地進君) たとえば先ほど先生が例
に出されました二等級の十四号の方の退職手当を
考えますと、二等級の十四号の課長の方とそれか
ら補佐の方、これ月給は確かに特別調整額をもら
うから、月々の手当は課長が多くて補佐が少な
い。超勤を入れますとまた問題が出るわけです
が、超勤を考えなければ課長が多いからその間の
逆転ということはないわけですが、それどころ
も、退職金というのは、先ほど先生御指摘のござ
いましたように本俸をベースにして退職手当を計
算する。そうすると、同じ三十年勤めて課長の方
が二等級の十四号の場合の計算というのは九千九百
八十六万円、課長補佐の方は同じ二等級の十四号
でベースアップがありますから二千七十九万円、
その差が約九十三万円と出る。これはやはり同じ
三十年勤めた方がたまたまことしやめるというと
きに、補佐と課長との間に差ができるというのは
好ましくないということで、課長の場合も新しい
俸給表が適用されるものとして計算したい、かよ
うに考えているわけでございます。

○山崎界君 私も二、三具体的に計算してみてい
るわけですが、いま二等級の十四号というのが盛
んに基盤になる。そこでいろんな手当も平均的な
もので計算をしてみて、課長補佐で今度の適用を
受ける者とそれから課長でこの引き延ばしを受け
る者と月収総額を調べてみると、私の計算では約
二万二千円ぐらいになりますが逆転するんですね。
これはいろんな手当の基準もありますけれど
も、平均的でいいって。それをあなた方は差額と称
して出すわけでしょうね。ですから、私は先ほど
来具体的にいろいろお聞きをしてきたんですけどれ
ども、どうしても今度の法律は異例だという言葉

だけで過ぎ去つてしまふということとは、私は給与制度の根幹にかかる問題でありますだけにまことに遺憾だ、本当に。

これは人事院として、いま私が二、三指摘しているんですけど、こういう事態に対しても、先ほど総裁からきわめて遺憾だという意思表示がございましたけれども、こういう具具体的な問題、いま私が指摘したのを聞いて、改めて一体人事院ではどういうふうにこれ事務的にやられるんでしようか、お聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(藤井真夫君) 効率はいろんな点を配慮し、従来の経緯にも立脚し、また法律の精神にのっとってやらしてもらつておるつもりでございまして、勧告自体が一つのセットになつて、パックになつておるということで、何らかそこで一部分に手をつけますと全体としての整合性が失われるということは当然のことでございます。そういう矛盾がいろいろ今度の措置に伴つて生じてきておるというふうに私は理解をいたしております。

なかなか、いま山崎委員も御指摘になりますたように、私がやはり一番気にしておりますのは、逆転防止の手当ということはそれはそれなりの評価をすることはできますが、しかし本来の給与制度のあり方というものから見て、下の者が昇格をした、その途端に本俸自体が下がるというのは、これは給与制度としてとても容認ができないという点は全く私は同感であります。

そういう意味も含めてまことに遺憾であるということを申し上げておりますのでありますと、この点は事務的な連絡その他を通じて十分関係方面にも申し述べてまいっておりますし、今後ともやはりこういうことの再びないよう気をつけてまいらなければいかぬということを痛切に感じております。

○山崎昇君 防衛庁長官もおいでですから一点お聞きをしておきますが、実は私は防衛庁職員の給与法についてかなり議論をしている一人なんですね。そして、特に昭和五十二年十一月二十五日の

当委員会で、具体的にこの防衛庁の給与体系について私は何点か指摘をいたしました。

大ざっぱに申し上げますといふと、行(一)との対

応の仕方、それから自衛官俸給表についても將(一)、(二)に区分しておりますけれども、一体それは何なのか。あるいは公安職との対応の仕方、あるいは私傷病療養費控除の根拠等あるいは省内者と當外者の扱い方、これが給与を計算する場合に実際に複雑なんですね。そういう点で、きょう議事録を持っておりますが、私はお尋ねをしたんですが、その當時人事教育局長は、すべて研究課題

にさしてもらいたい、速やかに検討して結論を出

したいと、こう答えられたわけなんですが、自來四年たっているんですね。一体防衛庁はどんな検討をして、いまどういう段階にあるのか、そして私の指摘したこれがあなたの方もそうだと思うならば、いつごろこれに対するあなた方は結論を出そ

うとするのか、その見通しについてお伺いしておきます。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) ただいま先生御指摘の防衛庁職員の給与につきましては、着任後、事務概況報告等を聞きまして、私自身も改めてその複雑さを認識をしたところでございます。また、先生が大変この問題でわが防衛庁に幾つかの矛盾点を聞いたとしてその善処方を御要望していただいているということも十分承知しておるところでございます。

いずれ、見通し等につきましては政府委員から答弁をさせますけれども、先生御指摘のお言葉にもございましたとおり、いろいろの問題点、矛盾点がございまして、また防衛庁だけでも解決できない問題もございまして、いま御批判がございませんけれども、大分内部でそういう問題を詰めておるところでございますけれども、なかなか大変な複雑な体系でございまして、今後とも、先生にこの国会の始まるに当たりまして改めて御指摘を賜りましたことを長官としても念頭に置きながら、具体的な検討に鋭意取り組んでまいりたいと思ひます。

なお、検討の状況、見通し等につきましては、当時の政府委員から答弁をさせることにしたいと申います。

○政府委員(佐々淳行君) 検討の状況並びに見通しについてお答え申し上げます。

山崎先生からは、先ほど御指摘のように、五十年十一月二十五日に御指摘をいたしましたが、その当時の御意見を踏まえてこれまで前向きに検討してまいりました。

多少その改善された面からまず申し上げます

が、將(一)、將(二)の問題、すなわち將(一)というものは

先生御承知のように指定職ということでございま

すが、現在將官が陸海空で九十五名おりますけれども、統幕議長であるとか各方面総監、地方総監等、こういうものは指定職ポストになつております。

五十四名になつておりますが、まだ指定職にならない将がおる。一官一給与という原則から言

えば、將(一)の問題解決のために関係当局と協意交渉を

してまいりまして、今日までにポストにおいて四つ將(一)を將(二)格上げということをいたしましたが、この將(一)のポストの非常に格の低かったものを二つ格上げ、合計六つについて改善措置を講じたところ

でございますが、なお將(一)のポストが相当残つております。今後財政事情あるいはその横並びの關係で指定職の増設というのはなかなかむずかしい

かと存じますが、一官一給与にすべきであるとい

う先生の御意見の方向に持つてまいりたいと考えております。

それから公安職とのリンクの関係でござります

が、警察予備隊以来公安職俸給表を準用するとい

うことで、これを引っ張ってきてるわけでござ

ります。人事院の方におきましても、公務員給

与制度全体の見直しということを打ち出しておら

状況でございまして、特にこの前も御指摘をいたしましたのは、准尉、曹長、こういうものを新設

いた結果、公安職の(一)の五等級、ここに三尉、准尉、曹長、一、二曹と五つの階級がひしめいてしま

まして、給与格差が百円から三百円ぐらい、

どちらもおかしいわけでございまして、これを一等級にリンクせいでございまして、その後

五カ年間で改善措置をとりまして、二百二十二名

の將補のうち百七十一名、すなわち將補昇任が大

きいかなのか、その問題をまず検討すると申し上

げましたが、現時点は全体手直しはこれはなかなか

か一朝一夕にできませんので部分手直しでまいり

たい、すなわち三尉の階級にあるものを公安職の

やいかぬのか、その問題をまず検討すると申し上

げましたが、現時点は全体手直しはこれはなかなか

善の努力をいたしたいと、かように考えておりま

す。

なお、將補が二等級であつたという問題につき

まして、これはもう御指摘のとおりでございま

して、將補——ゼネラルが課長補佐だというの

どちらもおかしいわけでございまして、これを一等

級にリンクせいでございまして、その後

五カ年間で改善措置をとりまして、二百二十二名

の將補のうち百七十一名、すなわち將補昇任が大

きいかなのか、その問題をまず検討すると申し上

げましたが、現時点は全体手直しはこれはなかなか

か一朝一夕にできませんので部分手直しでまいり

たい、すなわち三尉の階級にあるものを公安職の

やいかぬのか、その問題をまず検討すると申し上

○堺山昭範君 私の方からは人事院勧告と防衛庁

関係について質問をしたいと思います。

総務長官にお伺いしますが、人事院勧告につきましては先ほどからいろいろと質問ございましたけれども、初めてでありますので、基本的な問題をきょうは二、三お伺いしておきたいと思います。

初めに、何はどうあれ人事院勧告、これは総理府にとりましても非常に重要な問題であります。

したがいまして、ことしのことにつきましてはこれから二、三お聞きはしたいと思いますけれども、人事院勧告についての基本的な考え方ですね、そして、これから政府に対して予算の要望の中でもこの問題が大きなテーマになるわけありますが、この二点、人事院勧告についての基本的な考え方並びに大蔵に対する要望、要求等も含めまして、総務長官の基本的な姿勢を初めにお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(田邊國男君) 人事院勧告につきましては、政府は昭和四十五年以来十年以上にわたりましてこれを尊重し、厳しい財政事情にもかかわらず一般職員の給与改善の完全実施をしてきたところであります。今回の措置は、第二臨調を設置するなど、国の行政の全体が危機的な状態にある中で、労働基本権の制約及び、またこれまで維持されてまいりました良好な労使関係、現下の厳しい財政事情、行政改革が推進をされている中での国民世論の動向等を総合的に勘案をいたしまして、臨時緊急の措置として行つたわけでございます。しかし、人事院の勧告を尊重するという政府の立場には変わりはありません。私としても、今後良好な労使関係を維持することがきわめて重要であると考えておりますので、この基本的な考え方方に立つて今後も対処をしてまいります。

○堺山昭範君 人事院勧告は、昭和四十五年以来歴代の総務長官が相当苦労して完全実施されただけであります。私といたしましては、人事院勧告は尊重しなければならない、ある

いは完全実施ということです。当委員会でも大分声を

高くしてがんばっておられたわけですから、結果は完全実施できなかつたわけであります。や

れからそら辺についての責任、どちら辺に問題があつたかということは、ある程度反省なり、これがから完全実施するための対策としても考えな

くちやいけない問題だと私は思うんで

そこで、やっぱり一つは最近変な慣例みたいなのが出てきちゃって、こういう問題についてどう

考へているかということも一過大臣の考え方を聞いておきたいと思つうんですけども、去年の給与関

係法案を審議するに当たりましては、御存じのとおり昨年は定年制の法案とか、それから退職手当

法典とかいう法案がいわゆる給与と組み合つて非

常に複雑な動きをしたわけでありますし、ことし

は行革連法が取引の材料みたいになつてしまつた。こういうことは、これはいいことではないわ

けです。まことにけしからぬことであります。こ

こら辺の問題について大臣はどういうふうに考へ

ておられるのかということ。

それからもう一つは、これは大蔵にも関係があるわけであります。先ほども政務次官の方から

お伺いしましたように、給与関係のいわゆる

御答弁ございましたように、給与関係のいわゆる

改善費、これが非常に少ないということがあるわ

けです。これは大蔵の方にはまた別にお伺いする

としまして、先ほども同僚議員の方から質問ござ

いましたが、総理府として予算要求の中でのく

らいはもうちょっと給与改善費として盛り込んで

いただきたいという要求なり要望なりといふもの

がきっちりとしていないと、やっぱりことしみたい

なことになつてしまふのじやないかと私は思つ

うです。

この二点をちょっとお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(田邊國男君) 政府といいたしまして

は、人事院勧告の取り扱いを他の法案との取引に

どのように扱うかということ、これは国会の御判

決にかかることでございます。私といたしまし

ては、人事院勧告の趣旨を十分体して、その趣旨に沿つて基本的態度として進めてまいりたい、か

よう考へておるわけでございます。

○國務大臣(田邊國男君) 給与改善費の問題でござりますけれども、私といたしましてはできるだ

け人事院勧告の線に沿つてこの対応をしてまいり

たい。また、これから閣議もござりますので、私どもは皆さんの御意思を体して対応をしてまいり

ています。

○國務大臣(田邊國男君) 給与改善費の問題でござりますけれども、私といたしましてはできるだ

け人事院勧告の線に沿つてこの対応をしてまいり

たい。また、これから閣議もござりますので、私どもは皆さんの御意思を体して対応をしてまいり

ています。

○國務大臣(田邊國男君) いまお話し申し上げま

したような経過でございますけれども、私といた

しましては、閣議におきまして人事院の勧告に沿

った基本的態度でこの問題については十分要望も

いたしますし、対応をしてまいりた考えでございま

す。

○國務大臣(田邊國男君) いや大臣、よくわかります。けれ

ども、勧告、これから調査をやりまして来年出る

わけです。これ、来年何ぼ出るかわかりません

が、いずれにしてもある程度これから予想される

数字というのは、たとえば先ほどから問題になつ

ておりますいろいろな問題、いろんな数字がつづけ

ますから、これから閣議会議があるとか何とか

かんとかいう問題ではなくて、総理府としてこれ

だけは最低入れてもらいたいと、先ほどからたと

えずから、これから閣議会議があるとか何とか

かんとかいう問題ではなくて、総理府としてこれ

だけは最低入れてもらいたいと、先ほどからたと

えずから、これから閣議会議があるとか何とか

かんとかいう問題ではなくて、総理府としてこれ

だけは最低入れてもらいたいと、先ほどからたと

えずから、これから閣議会議があるとか何とか

かんとかいう問題ではなくて、総理府としてこれ

だけは最低入れてもらいたいと、先ほどからたと

えずから、これから閣議会議があるとか何とか

かんとかいう問題ではなくて、総理府としてこれ

うんですが、これ、あわせてお願ひします。

○政府委員(山地進君) 事実関係をまず申し上げ

ておきたいわけでございますが、予算でございま

すから各省から大蔵省に要求するというのが通例

でございますが、人件費というものは各省の人件費

でございますけれども、私といたしましてはできるだ

け人事院勧告の線に沿つてこの対応をしてまいり

たい。また、これから閣議もござりますので、私

どもは皆さんの御意思を体して対応をしてまいり

ています。

○國務大臣(田邊國男君) いまお話し申し上げま

したような経過でございますけれども、私といた

しましては、閣議におきまして人事院の勧告に沿

った基本的態度でこの問題については十分要望も

いたしますし、対応をしてまいりた考えでございま

す。

○國務大臣(田邊國男君) いや大臣、よくわかります。けれ

ども、勧告、これから調査をやりまして来年出る

わけです。これ、来年何ぼ出るかわかりません

が、いずれにしてもある程度これから予想される

数字というのは、たとえば先ほどから問題になつ

ておりますいろいろな問題、いろんな数字がつづけ

ますから、これから閣議会議があるとか何とか

かんとかいう問題ではなくて、総理府としてこれ

だけは最低入れてもらいたいと、先ほどからたと

えずから、これから閣議会議があるとか何とか

かんとかいう問題ではなくて、総理府としてこれ

だけは最低入れてもらいたいと、先ほどからたと

改善費というのが非常に少なくなつてきているわけですね、各省庁で見るにいたしました。ですから、したがつて大蔵省当局としましても、ことの改善費の関係を考えてみましても、現実の問題としていろんな面で苦労していらっしゃるわけですね、実際問題として。したがつて、そういうような点から考えてみましても、この給与関係改善費につきましては、大蔵省自身がいろんな経済見通し等から考へても、ある程度予想される点でもあると私は思うんです。したがつて、そこら辺のところについての大蔵省当局の考え方を一遍ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(増岡麻治君) 紙改善費につきましては非常にたくさん議論が從来からあります。皆さん方御承知と思つておるわけでございます。しかし、また先ほど人事院総裁からの論議も十分われわれも耳聴しておりますし、総務長官の話もよくわかるわけでございますが、大蔵財政当局としては、いろいろ御意見がござります。その中ですべてのいろんな御意見を十分ひとつ配慮しながら適切な結論を得ようという、そういう努力は一生懸命やつておるわけでございます。ただ御承知のところでは、いろいろ御意見がござります。それは、たゞ単なる来年度の経済指標等からはなかなか推測できるものではございませんし、その点は御理解をいただけるものと思っておるわけであり、来年度の人事院勧告はどうであろうかといふものは、たゞ単なる来年度の経済指標等から機械的に一定率を計上しておるという経過はございます。

ただ来年度につきましては、申上げましたように、先ほど山崎委員に申し上げましたように、ちょうどいまそういう時期でございまして、非常に私もう事実本当のこと知らないんでございまして、いわゆる大きな問題ばかりあります。したがつて、従来御承知のように、私自身はまだ十分存じ上げてないような段階ぐらいいろいろ苦慮をしてきておるはずでございまして、具体的な計数が申し上げられないのは非常に残念でございますが、ひとつよろしくお願ひをいたします。

○塩山昭範君 わからないのにお伺いしてもこればかりでありますから、これ以上言いませんけれども、いずれにしましても昭和四十四年から昭和五十三年までは五%近く計上されていました。これは事実なんですね。そういうようないろんな関係から見ましても、こしの一%というのは全体として少ないというのはおわかりいただけると私は思うのですよ。そういう点、ぜひあれしていただきたいと思います。

それで、きょうはあれですから簡単にお伺いしますが、人事院総裁にもせつかくお見えになつてます。人事院総裁にもせつかくお見えになつてますので一言、これは一遍お伺いせにやいかねわけですが、これは総務長官、人事院が八月に勧告をいたしましたし、それでのこの法案が今度の国会では、これを完全実施していただくことがわれわれの年來の考え方、お願いでございます。したがいまして、いろんな事情がございましたにしろ、今日御審議をいただいておるような内容の法律案が提出をされたということについては大変残念に思つております。また、私自身としても公務員の諸君に大変申しわけない仕儀であるという感覚をぬぐい切れません。

したがいまして、今回の措置等に対しても、いろいろな角度からの私なりの思い、批判というものは当然あるわけでござりますが、その中で特に気になりますことは、いま御指摘になりました。一部ではありますけれども、管理職員について凍結が行われるということです。これは、これだけ長くなる責任というのは政府にあると私は思つておるのです。ですから、来年まだどうなるか私わかりませんけれども、こういうふうな問題については、とにかく早く給与関係会議といふものをどんどん詰めて、そして早く実施できるようになりますけれども、管理職員について凍結が行われるということです。手当でもつたりにも矛盾が多過ぎるということで、手当でもつたりにも矛盾が多過ぎるということでござりますが、先刻来の御指摘もございましたように、私は二点に重要な問題を含んでいます。

一つは、給与制度自体の問題でございます。いかなる理由があるにせよ、財政的な見地から給与制度の根幹に触れるようなこういう措置は大変問題であろうと、また将来にも尾を引く給与制度自体としての問題点が一つあります。もう一つは、私の立場からいたしまして、公務員についてはいろいろの御指摘もございましょうけれども、大部分の公務員は一生懸命に私は働いてもらつておると思います。そういう職場における中心として、管理職員は先頭に立つて日々むずかしい仕事を取り組んでやつておるわけあります。こういう諸君の立場から言いまして、自分は上級の方だからやむを得ぬというふうに思われる方もありますが、もしれませんが、しかし内心は大変どうも、なぜおれたちにしわ寄せが来るんだらうかという気持

が、人事院としてこれから勧告するに当たつてもいろんな問題が出てくるんだじゃないかと私は思います。ここで人事院総裁の今回の法案に対する基準的な考え方だけきょうはお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) 勧告を出しておりますので、これを完全実施していただくことがわれわれの年來の考え方、お願いでございます。したがいまして、いろんな事情がございましたにしろ、今日御審議をいただいておるような内容の法律案が提出をされたということについては大変残念に思つております。また、私自身としても公務員の諸君に大変申しわけない仕儀であるという感覚をぬぐい切れません。

したがいまして、今回の措置等に対しても、いろいろな角度からの私なりの思い、批判というものは当然あるわけでござりますが、その中で特に気になりますことは、いま御指摘になりました。一部ではありますけれども、管理職員について凍結が行われるということです。これは、これだけ長くなる責任というのは政府にあると私は思つておるのです。ですから、来年まだどうなるか私わかりませんけれども、こういうふうな問題については、とにかく早く給与関係会議といふものをどんどん詰めて、そして早く実施できるようになりますけれども、管理職員について凍結が行われるということです。手当でもつたりにも矛盾が多過ぎるということでござりますが、先刻来の御指摘もございましたように、私は二点に重要な問題を含んでいます。

一つは、給与制度自体の問題でございます。いろいろの御指摘もございましょうけれども、大臣、いろいろの問題は別にいたしまして、防衛厅長官、長官が大臣に就任されまして、きょうは防衛厅長官もお見えになつておりますので、防衛厅長官にもちよつとお伺いしておきたいと思います。

○塩山昭範君 余り時間がございませんので、總務長官にももうちょっといろいろお伺いしたいと思つておきましたけれども、きょうは防衛厅長官もお見えになつておられますので、防衛厅長官にもちよつとお伺いしておきたいと思います。

給与の問題は別にいたしまして、防衛厅長官、長官が大臣に就任されまして、きょうは防衛厅長官もお見えになつておられますので、防衛厅長官にもちよつとお伺いしておきたいと思います。

○塩山昭範君 余り時間がございませんので、總務長官にももうちょっといろいろお伺いしたいと思つておきましたけれども、きょうは防衛厅長官もお見えになつておられますので、防衛厅長官にもちよつとお伺いしておきたいと思います。

私は、私は覆い隠すことができないと思います。そういう意味で、職場のやはり士気に大変影響する、こういう点は私は大きく言つて大変なマイナスではないかという感じを持つております。

いろいろ申し上げたい点は多々ございますけれども、それは一つの繰り言にもなろうかと思いま

ありません。ただ、対GNPの問題は、いわゆるGNPに対しての比の問題でございますから、下作業を進めております五六中業等の問題でGNPがまだきわめて流動的な段階でございますし、それとの出で、また防衛計画の大綱の水準を決めたのは五十一年でございますから、そのときには当面一%以内でやるということをございました。その後の経済情勢、また国際情勢等もきわめて大きな変化を遂げてゐる段階でございますので、そういうようなことも考えますと、目下作業の段階で、私自身いま申し上げる段階ではございませんけれども、五六中業の段階でそういうようなことがあるいは起こり得るかもしれない。そういう場合には、防衛庁としてもそくならないようになりますけれども、そういうふうなことがある場合は、防衛庁としてもそくならないようになりますけれども、そういうふうな場合には、国防会議等に御審議をお願いするような事態が起こり得るかもしれないというようなことを申し上げたのでござります。

いうて記者會見してわざわざ答弁をやり直すといふのは、これはやっぱり防衛廳当局としては、このG.N.P.の一端についての考え方というものが大臣も就任してほつと言った当時の發言とは大分後退していると、私はそういうふうに思いますが、こら辺のところ、時間ありませんから、その点についてもお答えいただくいたします。

それからもう一つは、先ほどから大激論を闘わしておりますいわゆる人件費別枠論ですね、これは大蔵當局と防衛廳と全然違うわけであります。が、この点についてはまだ決着ついていないと私は思うんですが、この考え方、どういうふうになつているのかということ。その三点をちょっとお伺いして、私の時間も来そうでありますので、終わっておきたいと思います。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) まず、先ほどのG.N.P.の問題は、いまのところは、当然のことながら五十一年のときに閣議決定しております当面G.N.P.の1%を超えない方針のもとに防衛計画の大綱を達成するという、こういう方針においては現在も変わつてはおりません。

そういう方針のもとに、われわれは「国防の基本方針」にのつとり、近隣諸国との友好、協力關係を確立して國際緊張の緩和を図る等の外交施策。これが第一点。

次には、經濟的・社会的發展を図るに必要な内政諸施策を講じること。これが第二点でございまして、実施面に入りますと、防衛計画の大綱に従い、わが國みずから適切な規模の防衛力を保有して、これを最も効率的に運用し得る体制を整備し、さらに米国との安全保障体制を堅持して、その信頼性の維持及び円滑な運用体制の整備に努めることによってすべきのない防衛体制を保持し、初

ておられます。

さらばに、最も大事なことは、國の防衛は侵略に対する國民の抵抗意思が旺盛でなければなりません。したがつて、國民の広範な支持と協力がなければ國の防衛は成り立たないものでござりますので、防衛につきましての國民の広範な支持が得られるよう防衛庁といたしましてもさらに一層努力をして防衛基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

これが私の基本方針でござります。

なお、人件費の問題は、ただいま間もなく御審査を受けますけれども、われわれこの間要求をいたしました概算要求の中には、七・五%の中に人件費のアップ率は含まれておりません。そういう方針のもとにこれからも大蔵省と折衝してまいりたいと考えております。

○安武洋子君 昨日、衆議院の内閣委員会で本法案の審議がなされております。その中で総務長官とそれから山地人事局長が、今回の人勧の取り扱いについては参議院の行特委の最終盤で各党間の話し合いがあつてその結論を知らされた、こういう趣旨の御答弁をなさつておられます。しかし、「各党闘争」と言われておりますけれども、わが党はそのような話し合いには全く関知をいたしておりません。ここで確認をしておきますが、「各党闘争」の中にはわが党は入っていないということは御承知でございましょうね。御答弁をいただきまぐ持たれまして……

○安武洋子君 知つてゐるかどうかだけでいいんです、時間がないから。

○政府委員(山地進君) どんなような話し合いか行われたかとか、どことどこがやつたとか、あるいは与野党で話し合があつたかとか、そういうことについては私どもは一切閑知しております。

○安武洋子君 長官は。
○國務大臣(田邊國男君) ただいま人事局長が申したとおりでございます。
○安武洋子君 だから、今回の人事の取り扱いについて参議院の行特委の最終盤で各党間の話し合いがあつてその結論を知らされたという御答弁がありましたから、ここではつきりさせておきますが、わが党はそういうことには全く関知をしていないということを御承知おき願いたい。
人事院勧告という重大な問題ですね、これは「各党間」というのは私はどの党との党かは知りません。しかし、公務員制度の根幹にかかるわるような形のこういう値切りといふうなことを話し合つたという黨の責任というのは私は重大だと思います。
それとともに政府の責任も大変重大です。今回の値切り額九百億、こういうのは人効史上の最悪の値切りですね。公務員労働者の労働基本権を奪った最低の代償措置、この人事院を否定して人効を形骸化する、公務員労働者に対して私は政府として許しがたい背信行為ではなかろうかと思います。一体公務員労働者に対して何と言つて説明をなさるおつもりなんでしょうか、長官に承りとうございます。
○國務大臣(田邊國男君) 人事院の勧告につきましては、政府は四十五年以来十年以上にわたつてこれを尊重し、また厳しい財政事情の中にもかかわらず一般職員の給与について完全実施をやつてまいりました。本年の人事院勧告の取り扱いにつきましては、政府は協調の答申を踏まえまして、人事院勧告制度を尊重するたまえに立つて、数次にわたりまして給与関係閣僚会議を開催をいたしまして財源確保のためには異例の努力を払つてまいり、既定の経費の節減、また税外収入の増収等に努めるとともに、既定の経費の見直しを行つてしまつたしまして、誠心誠意その実施のために最大限の努力を傾けてきたわけでございますが、公務員の労働基本権の制約及びこれまで維持されま

した良好な労使関係、現下の厳しい経済情勢、危機的な財政事情、行革が推進されている中での国民世論の動向等を総合的に勘案をいたしまして、臨時緊急の措置としてその決定を行つたわけでございます。公務員諸君もこれらを御理解されよう期待をいたしておるわけでございます。

○安武洋子君 公務員労働者がそんなものを理解なんかできませんよ。人事院勧告を値切るということは、単に金額——金額も大変ですけれども、それだけの問題ではございません。十一年間貢かれてきた政府の方針を変更するというもう本当に重大な問題なんです。

人効を値切らないというこのいきさつですけれども、昭和四十五年三月二十七日、当時の佐藤総理が参議院の予算委員会で、「人事院勧告の完全実施、これは長い間の問題でありまして、政府としても完全実施のできておらない現状をまことに遺憾に思つております。」遺憾に思つているという御発言がございました。そして、「どういうものが出てこようと完全実施する、こういうことで予算編成と取り組む」、こういう御答弁をなさつておられます。さらに当時の山中貞則総務長官も、四十五年三月二十六日の参議院内閣委員会で、四十四年度まで完全実施をしてこなかつたのはわが党内閣でありますのがはなはだ遺憾であると、こういうことを言い、仮に予備費等において途中で災害その他予期せざる支出があつて完全実施が困難であるような財政状態になつたとしても、完結する姿勢は大変おくれたけれども、四十一年からきつとしめた姿勢をとる、そのことは大變当然のことである、そして正しい状態に到達できるのだと喜んでいる、こういう御答弁があつてこの値切らないで実施をするといふことが発足しているわけですよ。

ですから私は、大変厳しい財政状態だ云々といふことはこれ問題にならない。私は、この貢いてきた、ここで立てられた政府の方針を変

更するという重大な政治責任は免れないと思います。このことをどうお考えか、御答弁願います。

○国務大臣(田邊國男君) 先ほど申し上げましたような異常な経済情勢、また第二臨調等を踏まえまして、私どもはできるだけこの問題に対応すべく、数回にわたる給与関係閣僚会議も開き、そこでこの問題に対応をいたしてきたわけでございまして、私がいまして、今回の緊急措置はやむを得ないものであるわけでございまして、ただ私はもは、先ほどから申しましたように人事院勧告を尊重するという政府の立場には変わりはございません。したがいまして、今後良好な労使関係を維持することはきわめて重要なことでございまますので、この基本的な考え方方に立つて今後もこの給与の問題については全力を挙げて対応をしてまいりたい、こういうことでござります。

○安武洋子君 そういうことは私はもう御答弁に

ならないと思います。異常だからやむを得ないと

か、数回にわたつて努力をしたとかいろいろおつ

しゃいますけれども、やっぱりどんなものが出て

こようどちらんと実施をしていくんだということ

を当時の佐藤総理も言われておりますし、それか

ら、大変おくれたけれども、当然のことであるけ

れども正しい状態に到達するんだと、こういうこ

とを言われてます。私は、そういう政府の方針を

曲げるというふうなことは単に緊急避難的だと

か云々とか、財政とかということで済まされる問

題ではないと思ひます。公務員労働者に労働基本

権を返してから、おっしゃるならおっしゃるべき

ではなくらうかというふうに思うわけです。

そこで、少なくとも今後の問題ですが、私は先

ほどから長官の御答弁を聞いておりまして、人事

院勧告は尊重するというふうなことをおっしゃつ

ておりますけれども、できるだけ対応していきました

いと——できるだけという御答弁が出ております

が、できるだけということは、できないこともあります

が、国会の意思に逆行するという措置をとつた

ことは大變政治責任が大きいと思うんです

す。そういう点の御自覚はござりますでしょう

ね。そしていまの御答弁でしようね。ちょっと重ねて確認しておきます。

○国務大臣(田邊國男君) 国会における審議につ

きましては、私ども十分拝聴をしてまいりました

で、物価上昇率に見合つたぐらいの給与改善費と

いうものを組むために長官は全力を擧げるべきだ

と、そして四十五年当時の政府方針に立ち返るた

めに全力を擧げて努力をし、人事院の勧告とい

うはどんなことがあつてもこれは値切らないで実

施をしていくんだという御決意をはつきりさせて

いただいたい。御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(田邊國男君) 先ほどから申し上げま

す。したがいまして、今回の緊急措置はやむを

べく、数回にわたる給与関係閣僚会議も開き、そ

してこの問題に対応をいたしてきたわけでござい

ます。したがいまして、ただ私は昭和四十五年以来人事院勧

告に沿いまして完全実施をやるべく努力をしてま

いりました。また、その十年間というものはその

もは、先ほどから申しましたように人事院勧告を

尊重するという政府の立場には変わりはございま

せんし、私といだしましても、今後良好な労使関

係を維持することはきわめて重要なことでござい

ますので、この基本的な考え方方に立つて今後もこ

の給与の問題については全力を挙げて対応をしてま

まいりたい、こういうことでございます。

○安武洋子君 そういうことは私はもう御答弁に

ならないと思います。異常だからやむを得ないと

か、数回にわたつて努力をしたとかいろいろおつ

しゃいますけれども、やっぱりどんなものが出て

こようどちらんと実施をしていくんだということ

を当時の佐藤総理も言われておりますし、それか

ら、大変おくれたけれども、当然のことであるけ

れども正しい状態に到達するんだと、こういうこ

とを言われてます。私は、そういう政府の方針を

曲げるというふうなことは単に緊急避難的だと

か云々とか、財政とかということで済まされる問

題ではないと思ひます。公務員労働者に労働基本

権を返してから、おっしゃるならおっしゃるべき

ではなくらうかというふうに思うわけです。

そこで、少なくとも今後の問題ですが、私は先

ほどから長官の御答弁を聞いておりまして、人事

院勧告は尊重するというふうなことをおっしゃつ

ておりますけれども、できるだけ対応していきました

いと——できるだけという御答弁が出ております

が、できるだけということは、できないこともあります

が、国会の意思に逆行するという措置をとつた

ことは大變政治責任が大きいと思うんです

す。そういう点の御自覚はござりますでしょう

ね。そしていまの御答弁でしようね。ちょっと重ねて確認しておきます。

○国務大臣(田邊國男君) 国会における審議につ

きましては、私ども十分拝聴をしてまいりました

で、物価上昇率に見合つたぐらいの給与改善費と

いうものを組むために長官は全力を擧げるべきだ

と、そして四十五年当時の政府方針に立ち返るた

めに全力を擧げて努力をし、人事院の勧告とい

うはどんなことがあつてもこれは値切らないで実

施をしていくんだという御決意をはつきりさせて

いただいたい。御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(田邊國男君) 先ほどから申し上げま

す。したがいまして、今回の緊急措置はやむを

べく、数回にわたる給与関係閣僚会議も開き、そ

してこの問題に対応をいたしてきたわけでござい

ます。したがいまして、ただ私は昭和四十五年以来人事院勧

告に沿いまして完全実施をやるべく努力をしてま

いりました。また、その十年間というものはその

もは、先ほどから申しましたように人事院勧告を

尊重するという政府の立場には変わりはございま

せんし、私といだしましても、今後良好な労使関

係を維持することはきわめて重要なことでござい

ますので、この基本的な考え方方に立つて今後もこ

の給与の問題については全力を挙げて対応をしてま

まいりたい、こういうことでございます。

○安武洋子君 そういうことは私はもう御答弁に

ならないと思います。異常だからやむを得ないと

か、数回にわたつて努力をしたとかいろいろおつ

しゃいますけれども、やっぱりどんなものが出て

こようどちらんと実施をしていくんだということ

を当時の佐藤総理も言われておりますし、それか

ら、大変おくれたけれども、当然のことであるけ

れども正しい状態に到達するんだと、こういうこ

とを言われてます。私は、そういう政府の方針を

曲げるというふうなことは単に緊急避難的だと

か云々とか、財政とかということで済まされる問

題ではないと思ひます。公務員労働者に労働基本

権を返してから、おっしゃるならおっしゃるべき

ではなくらうかというふうに思うわけです。

そこで、少なくとも今後の問題ですが、私は先

ほどから長官の御答弁を聞いておりまして、人事

院勧告は尊重するというふうなことをおっしゃつ

ておりますけれども、できるだけ対応していきました

いと——できるだけという御答弁が出ております

が、できるだけということは、できないこともあります

が、国会の意思に逆行するという措置をとつた

ことは大變政治責任が大きいと思うんです

す。そういう点の御自覚はござりますでしょう

ね。そしていまの御答弁でしようね。ちょっと重ねて確認しておきます。

○国務大臣(田邊國男君) 国会における審議につ

きましては、私ども十分拝聴をしてまいりました

で、物価上昇率に見合つたぐらいの給与改善費と

いうものを組むために長官は全力を擧げるべきだ

と、そして四十五年当時の政府方針に立ち返るた

めに全力を擧げて努力をし、人事院の勧告とい

うはどんなことがあつてもこれは値切らないで実

施をしていくんだという御決意をはつきりさせて

いただいたい。御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(田邊國男君) 先ほどから申し上げま

す。したがいまして、今回の緊急措置はやむを

べく、数回にわたる給与関係閣僚会議も開き、そ

してこの問題に対応をいたしてきたわけでござい

ます。したがいまして、ただ私は昭和四十五年以来人事院勧

告に沿いまして完全実施をやるべく努力をしてま

いりました。また、その十年間というものはその

もは、先ほどから申しましたように人事院勧告を

尊重するという政府の立場には変わりはございま

せんし、私といだしましても、今後良好な労使関

係を維持することはきわめて重要なことでござい

ますので、この基本的な考え方方に立つて今後もこ

の給与の問題については全力を挙げて対応をしてま

まいりたい、こういうことでございます。

○安武洋子君 そういうことは私はもう御答弁に

ならないと思います。異常だからやむを得ないと

か、数回にわたつて努力をしたとかいろいろおつ

しゃいますけれども、やっぱりどんなものが出て

こようどちらんと実施をしていくんだということ

を当時の佐藤総理も言われておりますし、それか

ら、大変おくれたけれども、当然のことであるけ

れども正しい状態に到達するんだと、こういうこ

とを言われてます。私は、そういう政府の方針を

曲げるというふうなことは単に緊急避難的だと

か云々とか、財政とかということで済まされる問

題ではないと思ひます。公務員労働者に労働基本

権を返してから、おっしゃるならおっしゃるべき

ではなくらうかというふうに思うわけです。

そこで、少なくとも今後の問題ですが、私は先

ほどから長官の御答弁を聞いておりまして、人事

院勧告は尊重するというふうなことをおっしゃつ

ておりますけれども、できるだけ対応していきました

いと——できるだけという御答弁が出ております

が、できるだけということは、できないこともあります

が、国会の意思に逆行するという措置をとつた

ことは大變政治責任が大きいと思うんです

す。そういう点の御自覚はござりますでしょう

ね。そしていまの御答弁でしようね。ちょっと重ねて確認しておきます。

○国務大臣(田邊國男君) 国会における審議につ

きましては、私ども十分拝聴をしてまいりました

で、物価上昇率に見合つたぐらいの給与改善費と

いうものを組むために長官は全力を擧げるべきだ

と、そして四十五年当時の政府方針に立ち返るた

めに全力を擧げて努力をし、人事院の勧告とい

うはどんなことがあつてもこれは値切らないで実

施をしていくんだという御決意をはつきりさせて

いただいたい。御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(田邊國男君) 先ほどから申し上げま

す。したがいまして、今回の緊急措置はやむを

べく、数回にわたる給与関係閣僚会議も開き、そ

してこの問題に対応をいたしてきたわけでござい

ます。したがいまして、ただ私は昭和四十五年以来人事院勧

告に沿いまして完全実施をやるべく努力をしてま

いりました。また、その十年間というものはその

もは、先ほどから申しましたように人事院勧告を

尊重するという政府の立場には変わりはございま

せんし、私といだしましても、今後良好な労使関

係を維持することはきわめて重要なことでござい

ますので、この基本的な考え方方に立つて今後もこ

の給与の問題については全力を挙げて対応をしてま

まいりたい、こういうことでございます。

○安武洋子君 そういうことは私はもう御答弁に

ならないと思います。異常だからやむを得ないと

か、数回にわたつて努力をしたとかいろいろおつ

しゃいますけれども、やっぱりどんなものが出て

こようどちらんと実施をしていくんだということ

を当時の佐藤総理も言われておりますし、それか

ら、大変おくれたけれども、当然のことであるけ

れども正しい状態に到達するんだと、こういうこ

とを言われてます。私は、そういう政府の方針を

曲げるというふうなことは単に緊急避難的だと

か云々とか、財政とかということで済まされる問

題ではないと思ひます。公務員労働者に労働基本

権を返してから、おっしゃるならおっしゃるべき

ではなくらうかというふうに思うわけです。

あります。

○安武洋子君 拝聴だけでもらつたら困るの
で、その結果をちゃんと政府として実行していただきたい。逆行することをしてくださいなんてお願いしているわけじゃないのですからね。逆行する政治責任を考えてほしいということ、その重大さを認識してほしいということを私は申し上げているんです。そういう御答弁が出るところを見ると、認識なきついらつしやらないんじゃないかなという危惧を私は大変持ちます。しかし、大変時間に追われておりますので次に移りますけれども、そこはしっかりと踏まえておいていただきたい、その踏まえた上で聞いておいていただきたいのです。長官は、まだ長官になられて間がございませんので、せんだけての退職手当の削減法案の質疑をお聞きでございません。ですから、長官にいま直ちに御答弁をいただくということは私は無理だと思いますので、これは宿題としてお預けをいたしました。

そういう意味で聞いていただきたいのですが、

官民格差があるというふうなことで資料を出して

おります、それにははるかに官の方が高いんだと

いうふうな資料を出しておられますけれども、それ

に使っている資料というのは大変間違っていると

いうことを御質問申し上げまして、これは人事院

も総理府もお認めになりました。ところが十一月

二十六日付の「日経連タイムス」これに「承服し

がたい人事院総裁発言」というふうな「主張」が

載っております。これは、私の質問に答えて「日

経連の生涯賃金官民格差に使われた公務員モデル

は、超スピード出世を例にとっており、承服しが

たい。日経連自身も誤りを認めていた」と、こう

答弁をされた人事院総裁はけしからぬと、そして

「安武議員と人事院は、この官のモデルは、本省

の課長、部長に到達できる超スピード昇格者を対象としたものであり、「一方民間は」云々というふ

うなことで、私の名前も挙がっているわけなんで

す。

そこで、私ははつきりさせていただきたいといふことは、これは国民的な世論の総合的な動向も考へるというふうなことをおっしゃいました。人院勧告を尊重はするけれどもというふうな前提として言われますので、この「主張」だけを読みますと、国会の中で人事院総裁あるいは総理府も認められたこういうことが間違つていて、こちらの反論にもならない反論、大変これ珍論としか言いようのない反論が載っているわけです。ですから、こういうものが本当にいう世論が広がつていくということになりますと、公務員の給与を相当なさる大臣として、国民の中に正しい公務員の給与はどんなものかという世論構成をなさる、こういう責任がおありだろと思ふんです。

そこで、私はあのときも申し上げましたけれども、やはりきつちりと日経連に物申すべきだといふふうに思います。ですから、当時の状況を十分に人事院総裁なり山地局長、あるいは会議録をご覧いただいても結構です、踏まえられた上で日経連に対してもう一度思いますが、やはり官民格差の分については日経連が誤りであると、やはり官民格差の分についてはこれは

官の方が低いんだという点ではつきり、きつかりますから、当然明年度は人事院勧告を完全に実施するという御決意と確認してよろしくございまます。

そこで、総理府長官も鈴木内閣の一員でござりますから、当然明年度は人事院勧告を完全に実施するという御決意と確認してよろしくございまます。

○國務大臣(田邊國男君) 要望として承っておきます。

○柄谷道一君 最後の質問になりましたが、鈴木総理は去る十一月二十六日、行財政改革特別委員会及び内閣、地行、大蔵の連合審査で、私の質

ほど申し上げましたように、人事院勧告を尊重するという基本的なたてまえに立つて給与問題に対処をしていくということを言われたと理解をいたしました。

○國務大臣(田邊國男君) 総理の答弁も、私が先ほど申し上げましたように、人事院勧告を尊重す

るという基本的なたてまえに立つて給与問題に対処をしていくということを言われたと理解をいたしました。

したがつて、明年度人事院の勧告が完全に実施されないということを仮にも招来するとするならば、私は総裁として重大な決意をされるのではないか、長官の誠実な人柄を知るがゆえに私はその

ように思うわけだと思います。人事院総裁としての明年度勧告に対する決意と姿勢をお示しいただきたい。

○政府委員(藤井貞夫君) 本年度の人事院の勧告に対する取り扱いについていろいろ申すべき点

がございます。また完全実施にならなかつたといふことにつきましては、私いたしましては大変遺憾千万であるということは終始変わらざる信念でございます。したがいまして、この措置が仮に最終的に確定をいたしましたとしても、あくまで異例の措置としてとどまらせなければならぬことでありまして、これが将来にもわたつて同じようなことが行われてくるということになりますれば、それこそ人事院の給与勧告制度自体の根幹に触れる問題であるという認識は私としてもかたく堅持をしてまいりたいと、かように考えております。

○柄谷道一君 総理の御答弁、長官のただいまの決意、そして総裁の決意にもかかわりませず、給与改善費をながめてみますと、これは昭和四十四年に政府が人事院勧告を完全に実施するという姿勢を示すために五%計上されました。そしてその五%は、五十三年度までその率を維持してきたわけでございます。ところが、五十四年度はその半分の二・五%、五十五年二%、五十六年一%と年々下降いたしまして、本年度次官はまだ数字を把握していないということで、これはそちら私よくわからないんですが、昨年度と同額を給与改善費として計上するということになりますと、一%を割つて〇・八ないし〇・九%程度の計上にしかならないのではないか、こうお尋ねされておるわけですね。

私は、同僚議員が質問いたしましたように、同じ政府の経企庁が一人当たり雇用者所得の伸びを

名目六・九%と計上しておる、こういう実態からいいましても、この給与改善費の計上というものは全く実態にそぐわない予算編成であると思うのでございます。そこで、このような大蔵省の予算編成の姿勢は、当初から明年度も人事院勧告を完全に実施するということは財政上無理であるといふことを前提として組まれているのではないかと、いう批判がございます。

ここで端的に伺ひたいんですが、大蔵省としても今回措置は異例の措置である、こうお考へでござりますが、はつきり言いまして。

○政府委員(増岡康治君) 私もいろいろ先般の連合審査における総理答弁をずっと読みました。そこには流れるものは、やはり人事院勧告はこれを尊重しようという従来の政府の基本的

なたてまえを述べられておりまして、その中において本年度の、この五十六年度のこの法案までに至ったものについて「異例」というようなお言葉

○柄谷道一君 どうもわからんのですが、副大臣ですかね。

そこで、ではもう少し突っ込んで伺ひします。しかるべき来年度どうするかという先生のお尋ね

○柄谷道一君 予算内容はいろいろ報道されていますけれども、歳出もゼロ・シーリング、もう精いっぱい削っていると思うんですね。一方、歳入見通しは甘いと思われるほど精いっぱい高く見

ておるわけですよ。したがつて、来年容易に税収の伸びが予想以上にあって、人事院勧告を完全に実施するだけの財源が次々と生まれてくるような予算編成ではないと思うんです。すると来年もまた、総理はそう答えておられるけれども、財政上の理由によるということがどうも頭をもたげてしま

うな傾向にあると、私はそう受け取らざるを得ない。そこで総理府長官もう一度、尊重尊重はわかりましたから、やりますという答えをほしいのですよ、お願ひします。

○国務大臣(田邊國男君) 先ほどから申し上げておりますように、私どもは人事院勧告につきまし

す。人事院勧告そのものを尊重しながらも国家公務員の給与等についていろいろと意見がございまして、そのいろんな御意見を十分参考しまして

一生懸命ひとつやろうというのがいまの姿勢でござります、はつきり言いまして。

○政府委員(増岡康治君) ただいまの現時点においての答弁は、私が先ほど申し上げたことになる

と思います。これは毎年のことでござりますけれども、いわゆる勧告が出た段階で、財政状況その他いろんな事情がございまして、総合的に決めていくというのが従来のことです。財政当局とすれば、やはりそういう勧告が出た段階で一生懸命ひとつ勧告を尊重しながらやろうといふこと以上は申し上げられないわけでございま

す。よろしくお願ひいたします。

○柄谷道一君 予算内容はいろいろ報道されていますけれども、歳出もゼロ・シーリング、もう精いっぱい削っていると思うんですね。一方、歳入見通しは甘いと思われるほど精いっぱい高く見ておるわけですよ。したがつて、来年容易に税収の伸びが予想以上にあって、人事院勧告を完全に実施するだけの財源が次々と生まれてくるような予算編成ではないと思うんです。すると来年もまた、総理はそう答えておられるけれども、財政上の理由によるということがどうも頭をもたげてしま

うな傾向にあると、私はそう受け取らざるを得ない。そこで総理府長官もう一度、尊重尊重はわかりましたから、やりますという答えをほしいのですよ、お願ひします。

○国務大臣(田邊國男君) 先ほどから申し上げておりますように、私どもは人事院勧告につきまし

す。人事院勧告そのものを尊重しながらも国家公務員の給与等についていろいろと意見がございまして、そのいろんな御意見を十分参考しまして一生懸命ひとつやろうというのがいまの姿勢でござります、はつきり言いまして。

○政府委員(増岡康治君) ただいまの現時点においての答弁は、私が先ほど申し上げたことになる

と思います。

○国務大臣(田邊國男君) 近年、職員の年齢構成の高齢化傾向が著しくなってまいりまして、特に五十一歳前後の年齢層に一つのピークがござります。これが今後引き続き年齢を加えつつ推移していくのは御指摘のとおりだと思います。

去る六月には、国家公務員に定年制を導入するということ、そのために国家公務員法の一部改正が行われたわけあります。昭和六十年からは原則として六十歳の定年制度が実施をされることになりましたが、これも高齢化社会に備えて組織の活力を維持し、職員の士気を高揚させる一つの方策であると考えております。また、人事院においては、職員の高齢化等に対応するために、任用、給与等の人事管理制度全般にわたりて見直し、検討を行つておられますので、その成果を期待いたしておるところでございます。

○委員長(遠藤要君) 質疑の終局を前に、委員長として一言給与担当大臣に申し上げておきたいと思いますが、いまいろいろ各委員からの御質疑がございましたけれども、公務員に与える影響、人事院の制度、こういうふうな点を考えると、やはり政府側として給与関係等については特に慎重を期してほしいということを申し入れておきたいと思います。

他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認めます。

それでは、討論を省略させていただき、四案について順次採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(遠藤要君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(遠藤要君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(遠藤要君) 多数と認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

〔賛成者挙手〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(遠藤要君) 委員派遣に関する件についてお詫びいたします。

自然休会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 委員派遣に関する件についてお詫びいたしました。

自然休会中の委員派遣につきましては、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の三第一項第一号中「十九万五千円」を「二十万五千円」に改め、同項第二号中「三万八千円」を「三万九千五百円」に改める。

第十二条の三第三項中「一万千円」を「一万三千円」に、「七千五百円」を「八千円」に改める。

第十二条の三第二項第一号、第十二条の四及び第十二条の五中「百分の八」を「百分の九」に改める。

第十二条の七第一項第一号中「七千円」を「九千円」に改め、同条第二項第一号中「一万四千五百円」を「一万六千五百円」に、「七千円」を「九千円」に、「五千五百円」を「六千五百円」に改める。

第十二条第二項第一号及び第三号中「一万六千円」を「一万七千円」に改める。

第十三条の四第三項中「百分の八をこえない」を「百分の九を超えない」に改める。

第十二条第二項第一号中「二万二千三百円」を「二万二千三百円」に改める。

第十三条の四に規定する筑波研究園都市移転手当の改廃に関する措置を国会及び内閣に同時に勧告するものとする。

別表第一から別表第八までを次のよう改め

る。

16 人事院は、昭和六十一年十二月三十日までに第十三条の四に規定する筑波研究園都市移

転手当の改廃に関する措置を国会及び内閣に同時に勧告するものとする。

別表第一から別表第八までを次のよう改め

る。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
号 債	俸給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	296,600	230,200	—	—	—	118,900	101,900	—
2	309,100	239,800	204,800	173,600	145,300	125,000	106,900	83,400
3	321,600	249,500	212,700	180,900	151,800	131,100	112,600	85,900
4	334,100	259,200	220,700	188,400	158,400	137,300	118,800	88,700
5	346,600	269,200	228,700	195,900	165,300	143,700	124,500	91,500
6	359,000	279,200	237,000	203,400	172,400	149,800	129,200	94,700
7	371,400	289,200	245,300	210,900	179,400	155,800	133,800	98,200
8	383,700	298,900	253,600	218,500	186,300	161,800	138,300	101,900
9	396,000	308,600	262,000	226,100	193,100	166,800	142,400	105,400
10	408,100	318,000	270,200	233,800	199,700	171,800	146,100	108,700
11	417,500	327,200	278,400	241,600	206,200	176,700	149,700	111,600
12	423,600	336,100	286,600	249,500	212,700	181,600	153,200	114,200
13	429,700	343,900	294,700	257,400	219,100	186,400	156,700	116,800
14	435,300	350,000	302,400	265,100	225,200	190,700	159,400	119,000
15	440,100	356,100	309,900	272,100	231,100	194,800	162,100	121,200
16		360,400	316,000	278,900	236,500	198,900	164,700	123,300
17			321,700	284,400	241,700	202,600	167,200	124,900
18			325,600	289,400	245,600	205,700	169,600	
19			329,400	293,000	248,900	208,700	171,600	
20			333,200	296,600	252,000	211,000		
21				300,200	254,500	213,300		
22				303,800	256,900	215,500		
23					259,300	217,700		
24					261,700	219,900		
25					264,100			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 債	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	169,900	143,600	117,700	104,000	84,100	75,100
2	175,600	148,700	122,800	108,500	86,600	77,300
3	181,300	154,000	127,900	113,000	89,500	79,500
4	187,100	159,300	133,200	117,700	92,400	81,800
5	193,300	164,600	138,400	122,300	95,700	84,100
6	199,500	169,900	143,600	126,900	99,500	86,500
7	206,000	175,200	148,400	131,400	104,000	89,300
8	212,700	180,600	153,200	135,800	108,500	92,100
9	219,300	185,800	158,000	140,100	112,900	95,300
10	225,800	190,500	162,800	144,400	117,300	99,000
11	232,300	195,200	167,000	148,700	121,500	102,800
12	238,800	199,900	171,200	152,700	125,600	106,700
13	245,200	204,500	175,400	156,700	129,300	110,600
14	251,500	209,100	179,600	160,500	132,800	114,400
15	257,000	213,600	183,700	164,100	135,900	117,800
16	262,500	218,100	187,700	167,400	138,600	121,000
17	267,900	222,400	191,700	170,600	141,200	124,100
18	273,200	226,700	195,700	173,700	143,700	126,400
19	278,000	230,900	199,600	176,700	146,200	128,700
20	282,500	234,900	203,000	179,100	148,500	131,000
21	286,500	238,700	205,800	181,100	150,500	132,900
22	290,500	242,400	208,100	183,100	152,400	134,800
23	294,500	245,700	210,400	185,100	154,300	136,700
24	297,700	249,000	212,400	187,000	156,200	138,600
25		251,400	214,400	188,900	158,000	140,500
26			216,400			142,300
27			218,400			144,100
28						145,900
29						147,600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表（第六条関係）

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 備	俸給月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	309,300	259,200	—	—	—	—	136,800	115,500	—
2	319,100	269,200	242,800	226,500	195,800	165,800	143,300	121,400	92,400
3	329,000	279,200	251,000	234,600	203,000	172,900	149,800	127,400	95,900
4	338,900	289,200	259,200	242,800	210,300	180,100	156,100	133,700	99,700
5	348,900	298,900	268,000	251,000	218,400	187,300	162,400	138,900	104,000
6	359,000	308,600	276,500	259,200	226,500	194,500	168,300	143,100	108,300
7	371,400	317,900	285,000	267,700	234,600	201,700	174,100	146,900	112,800
8	383,700	326,400	293,400	276,200	242,800	208,900	179,000	150,100	116,500
9	396,000	334,800	301,800	284,700	250,900	215,700	183,800	153,300	119,100
10	408,100	343,000	310,200	293,100	259,000	222,500	188,400	156,500	121,400
11	417,500	351,100	318,500	301,500	267,100	229,200	192,900	159,700	123,700
12	423,600	359,200	326,700	309,800	275,200	235,800	197,400	162,700	125,600
13	429,700	367,200	334,700	318,000	283,300	242,400	201,400	165,700	127,500
14	435,300	375,200	342,700	326,100	291,300	247,100	205,100	168,500	129,400
15	440,100	383,000	350,600	334,000	299,300	251,200	208,200	170,600	131,000
16		390,400	358,100	341,200	307,200	255,300	211,300		
17		394,800	365,500	347,400	312,600	259,200	213,500		
18			369,600	351,300	317,800	262,300			
19			373,700	355,100	322,600	265,300			
20				358,900	326,200	267,700			
21					329,800	270,100			
22					333,400				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表(イ)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 備	俸給月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	309,300	259,200	—	—	—	—	117,900	104,400	—
2	319,100	269,200	242,800	226,500	195,800	152,100	124,700	108,400	96,400
3	329,000	279,200	251,000	234,600	203,000	159,100	131,500	112,500	100,200
4	338,900	289,200	259,200	242,800	210,300	166,200	138,400	117,600	104,200
5	348,900	298,900	268,000	251,000	218,400	173,300	145,300	124,200	108,200
6	359,000	308,600	276,500	259,200	226,500	180,600	151,700	130,800	112,300
7	371,400	317,900	285,000	267,700	234,600	187,900	158,100	137,400	117,300
8	383,700	326,400	293,400	276,200	242,800	195,200	164,400	143,900	123,500
9	396,000	334,800	301,800	284,700	250,900	202,300	170,700	149,800	129,900
10	408,100	343,000	310,200	293,100	259,000	209,500	177,000	155,700	136,300
11	417,500	351,100	318,500	301,500	267,100	216,400	183,300	161,800	142,700
12	423,600	359,200	326,700	309,800	275,200	223,200	189,600	167,900	148,500
13	429,700	367,200	334,700	318,000	283,300	230,000	195,800	174,100	154,300
14	435,300	375,200	342,700	326,100	291,300	236,600	201,900	180,300	160,400
15	440,100	383,000	350,600	334,000	299,300	243,100	207,900	186,400	166,400
16	390,400	358,100	341,200	307,200	249,400	213,900	192,400	172,400	
17	394,800	365,500	347,400	312,600	255,700	219,900	198,100	178,400	
18		369,600	351,300	317,800	262,000	226,000	203,600	184,000	
19		373,700	355,100	322,600	268,300	232,300	209,100	189,300	
20			358,900	326,200	274,100	238,600	214,600	194,500	
21				329,800	279,600	244,900	220,100	199,700	
22				333,400	285,100	251,200	225,600	204,900	
23				337,000		257,500	231,100	210,100	
24					290,500	263,300	236,600	215,300	
25					295,400	268,800	242,100	220,500	
26					298,600	301,600	274,300	247,600	225,700
27					304,600	279,700	252,700	230,800	
28					307,600	284,600	257,800	235,500	
29					310,600	287,800	262,200	240,200	
30						290,800	266,500	244,100	
31						293,800	270,700	247,900	
32						296,700	273,400	251,700	
33						299,600	276,100	255,500	
34								258,100	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 債	俸給月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	309,300	259,200	—	—	—	—	136,800	115,500	—
2	319,100	269,200	242,800	226,500	195,800	165,800	143,300	121,400	92,400
3	329,000	279,200	251,000	234,600	203,000	172,900	149,800	127,400	95,900
4	338,900	289,200	259,200	242,800	210,300	180,100	156,100	133,700	99,900
5	348,900	298,900	268,000	251,000	218,400	187,300	162,400	138,900	104,500
6	359,000	308,600	276,500	259,200	226,500	194,500	168,300	143,700	109,200
7	371,400	317,900	285,000	267,700	234,600	201,700	174,100	148,400	114,100
8	383,700	326,400	293,400	276,200	242,800	208,900	179,300	153,000	118,400
9	396,000	334,800	301,800	284,700	250,900	215,700	184,500	157,400	122,500
10	408,100	343,000	310,200	293,100	259,000	222,500	189,600	161,600	126,200
11	417,500	351,100	318,500	301,500	267,100	229,200	194,600	165,800	129,800
12	423,600	359,200	326,700	309,800	275,200	235,800	199,400	170,000	133,400
13	429,700	367,200	334,700	318,000	283,300	242,400	204,200	174,200	136,900
14	435,300	375,200	342,700	326,100	291,300	247,900	208,900	178,400	140,300
15	440,100	383,000	350,600	334,000	299,300	252,700	213,600	182,200	143,600
16		390,400	358,100	341,200	307,200	257,300	217,600	185,900	146,900
17		394,800	365,500	347,400	312,600	261,700	221,600	189,100	150,100
18			369,600	351,300	317,800	265,000	225,100	192,300	153,000
19			373,700	355,100	322,600	268,000	228,200	194,400	155,800
20				358,900	326,200	270,500	230,400		158,500
21					329,800	272,900	232,600		161,100
22					333,400	275,300	234,800		163,100
23							237,000		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表（第六条関係）

1 海事職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 債	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	296,200	243,000	198,700	164,800	127,400	—
2	307,200	253,600	207,500	172,700	134,000	98,500
3	318,200	264,200	216,300	180,700	141,400	103,000
4	329,200	274,800	225,100	188,800	148,700	108,900
5	340,000	285,300	233,800	196,900	155,900	114,800
6	350,500	295,600	242,400	204,500	162,700	120,700
7	361,000	305,900	251,000	212,000	168,900	126,600
8	371,400	315,900	259,100	219,200	174,900	132,400
9	381,700	325,900	267,100	226,300	180,900	138,200
10	390,700	335,600	274,400	233,200	186,800	143,900
11	399,300	344,900	281,600	239,800	192,200	149,200
12	406,400	353,600	288,800	246,300	197,100	153,000
13	413,500	362,300	296,000	252,500	202,000	156,500
14	420,400	370,200	302,900	258,700	206,700	159,900
15	426,300	377,300	309,500	264,800	211,300	163,200
16	431,700	383,600	315,700	270,800	215,600	166,200
17	436,300	389,900	321,900	276,600	219,900	169,200
18		395,500	326,500	282,000	223,200	172,200
19		399,600	330,200	285,400		175,100
20			333,900	288,800		177,200
21			337,600			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	195,500	158,100	129,100	104,700	85,300
2	201,800	164,400	134,500	108,900	87,600
3	208,100	170,700	140,000	113,700	90,100
4	214,400	177,000	145,500	118,700	93,000
5	220,700	183,300	151,700	123,700	96,500
6	227,100	189,500	157,900	128,700	100,200
7	233,700	195,500	164,100	133,800	104,400
8	240,600	201,000	170,300	138,900	108,600
9	247,400	206,400	176,500	144,100	113,100
10	254,200	211,500	182,600	149,300	118,000
11	261,000	216,600	188,400	154,500	122,900
12	267,800	221,700	193,300	159,700	127,800
13	274,600	226,600	198,200	164,700	132,800
14	281,200	231,500	203,000	169,600	137,800
15	287,300	236,400	207,600	174,300	142,200
16	293,000	241,300	212,000	178,900	146,600
17	298,600	246,100	216,100	183,400	150,800
18	304,100	250,800	220,100	187,700	155,000
19	309,100	255,400	223,800	191,900	159,100
20	314,100	259,400	227,200	195,500	162,800
21	318,300	263,400	230,000	198,700	165,600
22	322,500	266,300	232,700	201,600	168,200
23	326,700	269,200	235,300	204,300	170,200
24	330,100	272,100	237,500	206,800	
25			239,700	208,900	
26			241,900		
27			244,100		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	165,600	120,600	98,100
2	—	193,000	173,100	128,000	102,400
3	248,100	201,700	180,700	135,500	107,000
4	257,600	210,400	188,400	143,000	112,700
5	267,100	219,100	196,400	150,500	118,500
6	276,600	227,900	204,500	158,000	124,900
7	286,100	236,700	212,700	165,500	131,300
8	295,600	245,600	220,800	173,000	138,200
9	305,100	254,500	228,900	180,500	145,100
10	314,700	263,100	236,800	188,000	152,100
11	324,300	271,700	244,600	195,500	159,100
12	333,900	279,900	252,400	202,800	165,700
13	343,500	287,300	260,200	210,000	172,100
14	353,200	294,500	267,800	216,200	178,000
15	362,900	301,600	274,900	222,400	183,700
16	372,600	308,500	282,000	228,000	189,200
17	382,300	315,200	289,000	233,500	194,400
18	391,600	321,900	295,700	238,900	199,500
19	399,900	328,600	302,400	244,300	204,600
20	408,200	335,100	309,100	249,600	209,500
21	416,500	341,000	315,500	254,800	214,100
22	424,400	346,900	321,800	260,000	218,700
23	431,500	352,800	327,600	264,900	223,200
24	437,000	358,200	332,900	269,700	227,500
25	441,800	363,600	336,800	274,300	230,900
26	446,600	368,400	340,000	278,500	234,200
27		371,900		281,700	237,500
28				284,800	240,800
29				287,800	243,300
30					245,700

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(ロ)

第一 部

内閣委員会会議録第一号

昭和五十六年十二月二十二日

【参考院】

職務の等級 号	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	288,500	—	108,000	—
2	296,800	212,300	113,300	90,900
3	305,100	220,100	119,800	94,200
4	313,400	227,900	126,400	98,000
5	321,700	235,700	132,900	101,900
6	330,000	243,500	139,400	106,500
7	338,300	251,400	145,900	111,700
8	346,600	259,300	152,300	117,500
9	354,900	267,200	158,700	123,600
10	363,000	275,100	165,100	129,900
11	370,700	282,900	171,600	136,200
12	378,100	290,700	178,400	142,300
13	385,200	298,400	185,800	148,400
14	392,200	306,000	193,400	154,400
15	396,800	313,400	201,100	160,400
16		320,800	208,800	166,400
17		328,200	216,400	172,400
18		335,600	223,900	178,400
19		342,900	231,300	184,400
20		350,100	238,800	190,200
21		356,600	246,300	195,400
22		363,100	253,700	200,500
23		369,400	261,100	205,300
24		375,700	268,500	210,000
25		379,900	275,800	214,500
26			282,400	219,000
27			288,900	223,500
28			295,400	227,700
29			301,900	231,600
30			308,300	235,400
31			313,900	238,500
32			319,300	241,600
33			323,900	244,600
34			328,100	247,400
35			332,200	249,600
36			336,200	
37			339,200	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(ハ)

職務の等級 号	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	285,700	—	98,000	—
2	293,000	180,800	103,000	90,900
3	300,300	188,700	108,000	94,200
4	307,700	196,600	113,300	98,000
5	315,100	204,500	119,800	101,900
6	322,300	212,300	126,400	105,500
7	329,500	220,100	132,900	111,700
8	336,600	227,900	139,400	117,500
9	343,100	235,700	145,900	123,600
10	349,600	243,500	152,300	129,800
11	355,400	251,300	158,700	136,000
12	361,200	259,000	165,100	141,900
13	366,000	266,100	171,600	147,700
14	370,800	273,100	178,400	153,300
15	374,900	280,100	185,800	158,900
16		286,900	193,400	164,300
17		293,700	201,100	169,600
18		300,400	208,800	174,800
19		307,100	216,400	179,900
20		313,700	223,900	184,900
21		320,300	231,300	189,600
22		326,400	238,700	193,900
23		332,100	246,100	198,200
24		337,200	253,400	202,100
25		341,600	260,100	205,700
26		345,300	266,600	208,700
27		348,300	273,100	211,700
28		351,300	279,100	214,300
29		354,300	284,900	216,600
30			290,500	218,800
31			295,900	220,900
32			301,300	
33			306,000	
34			310,700	
35			314,900	
36			318,600	
37			322,300	
38			326,000	
39			328,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 債	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額
1	円 324,200	円 —	円 165,600	円 129,000	円 101,900
2	333,800	210,400	173,100	136,100	107,900
3	343,400	219,100	180,700	143,300	114,100
4	353,100	227,900	188,400	150,700	120,600
5	362,800	236,700	196,400	158,100	127,200
6	372,500	245,600	204,500	165,500	134,000
7	382,200	254,500	212,800	173,000	140,800
8	391,600	263,100	221,200	180,500	147,600
9	399,900	271,700	229,800	188,000	154,500
10	408,200	279,900	238,700	195,500	161,300
11	416,500	287,800	247,600	203,100	167,900
12	424,400	295,600	256,200	210,900	174,300
13	431,500	305,100	264,800	218,700	180,700
14	437,100	314,700	272,900	226,500	186,700
15	441,900	324,300	280,800	234,300	192,700
16	446,700	333,900	288,400	242,000	198,300
17		343,500	295,900	249,200	203,700
18		353,200	303,200	256,200	209,100
19		362,900	310,200	263,200	214,000
20		372,600	316,900	270,000	218,900
21		381,100	323,600	276,800	223,500
22		386,700	330,200	283,400	228,000
23		392,200	336,100	290,000	232,500
24		397,700	341,900	296,500	236,600
25		403,200	347,300	302,900	246,500
26		408,300	352,300	309,100	244,200
27		412,600	357,300	315,300	247,100
28		416,900	360,800	321,000	250,000
29				326,600	
30				331,600	
31				336,500	
32				341,200	
33				344,500	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 債	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額
1	円 —	円 —	円 106,400	円 91,700	円 —
2	—	—	111,900	95,100	83,500
3	—	—	118,700	99,300	86,000
4	238,500	171,400	125,500	103,800	88,800
5	248,100	179,600	132,300	108,500	91,700
6	257,900	187,800	139,100	114,500	95,000
7	267,900	196,100	146,000	120,700	99,000
8	277,900	204,300	152,900	127,000	103,100
9	288,500	212,500	160,000	133,400	106,500
10	299,300	220,700	167,000	139,900	109,800
11	310,100	228,900	174,000	146,200	112,700
12	320,900	236,800	181,000	152,500	115,600
13	331,600	244,700	187,900	158,800	118,400
14	342,300	251,700	194,500	165,000	120,800
15	352,900	258,700	201,000	170,700	123,200
16	363,300	265,400	207,400	175,800	125,500
17	373,700	271,300	213,200	180,700	127,200
18	384,100	276,700	219,000	185,600	
19	394,500	282,100	224,700	190,300	
20	404,700	287,500	230,400	195,000	
21	413,400	292,800	236,100	199,600	
22	420,100	298,100	241,800	203,700	
23	425,900	302,900	247,500	207,100	
24	430,900	307,700	251,900	210,500	
25	435,900	312,000	256,300	213,200	
26	440,100	316,300	259,500	215,700	
27		319,800	262,700		
28			265,900		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表（第六条関係）

1 医療職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	301,100	231,200	—	138,300
2	311,000	241,300	201,600	146,500
3	320,900	251,400	211,400	154,800
4	330,700	261,500	221,300	163,200
5	340,400	271,400	231,200	172,800
6	349,800	281,300	241,200	182,400
7	359,100	291,200	251,200	192,000
8	368,000	301,100	261,200	201,600
9	376,900	311,000	271,000	211,200
10	385,800	320,900	280,800	220,700
11	394,700	330,700	290,600	230,000
12	403,600	339,800	298,900	237,800
13	412,500	348,700	307,200	245,400
14	421,400	357,500	315,000	252,800
15	429,200	366,300	322,800	260,100
16	436,900	374,900	330,500	267,400
17	443,600	383,000	338,100	274,600
18	449,300	391,100	345,600	281,800
19	454,100	399,200	353,000	288,300
20	458,900	405,500	358,900	292,700
21		411,800	364,800	297,000
22		416,100	370,100	300,100
23		420,400	373,800	
24			377,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

口 医療職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号俸	俸給月額							
1	290,200	238,400	212,700	180,900	134,000	105,100	92,000	—
2	300,900	248,400	220,700	188,600	140,400	110,000	95,800	86,000
3	311,600	258,400	228,700	196,300	146,800	115,800	99,700	88,900
4	322,400	268,500	237,000	204,100	153,300	121,600	103,900	91,800
5	333,200	278,600	245,300	211,900	159,800	127,400	108,800	95,300
6	344,000	288,700	253,600	219,600	166,300	133,200	114,400	98,900
7	354,800	298,600	262,000	227,300	172,800	139,100	120,100	102,600
8	365,500	308,400	270,200	235,100	179,700	145,000	125,200	106,000
9	376,200	318,000	278,400	242,900	186,600	150,700	129,700	109,100
10	386,900	327,200	286,600	250,700	193,500	156,400	134,200	111,900
11	393,300	336,100	294,700	258,500	200,200	162,100	138,500	114,400
12	398,900	343,900	302,400	266,000	206,600	167,200	142,500	116,900
13	404,500	350,000	309,900	272,900	213,000	172,200	146,300	118,500
14	409,700	356,100	316,000	279,600	219,300	177,200	149,900	
15	414,900	362,200	321,700	285,100	225,500	182,200	153,400	
16	419,400	366,500	325,600	290,400	231,400	187,000	156,900	
17			329,400	295,200	237,200	191,400	159,600	
18				299,900	242,700	195,500	162,300	
19				303,500	246,800	199,600	164,800	
20				307,100	250,300	203,300	166,800	
21					253,600	206,300		
22					256,100	208,600		
23					258,600	210,900		
24					261,000	213,100		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	208,400	162,700	139,300	103,700	90,300
2	215,800	168,900	144,800	108,400	93,600
3	223,400	175,200	150,500	113,300	96,900
4	231,000	181,600	156,300	118,500	100,300
5	238,900	188,100	162,200	123,700	103,700
6	247,000	194,800	168,100	128,900	108,400
7	255,100	201,400	173,900	134,000	113,200
8	263,100	208,000	179,700	139,100	118,300
9	271,100	214,500	185,500	144,100	123,500
10	279,100	220,900	191,300	149,100	128,500
11	287,000	227,200	197,100	154,100	133,400
12	294,900	233,500	202,900	159,000	138,300
13	302,600	239,800	208,700	163,900	142,900
14	310,000	246,100	214,500	168,600	147,500
15	317,400	252,400	220,300	173,300	152,000
16	324,200	258,700	225,900	178,000	156,400
17	330,900	265,000	231,500	182,700	160,800
18	337,100	271,200	237,000	187,300	165,000
19	342,900	277,400	242,500	191,800	169,200
20	346,700	283,400	247,700	196,200	173,300
21	350,400	288,700	252,900	200,600	177,400
22	354,100	292,700	258,000	205,000	181,500
23		296,700	262,100	209,400	185,300
24		300,700	266,000	213,800	188,500
25		303,900	269,700	218,200	191,700
26		307,100	272,700	222,600	194,700
27		309,800	275,700	226,500	197,600
28			278,200	230,400	200,500
29				234,000	202,700
30				236,400	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表（第六条関係）

号	俸	俸	給	月	額
1					円 404,000
2					445,000
3					496,000
4					548,000
5					591,000
6					636,000
7					691,000
8					745,000
9					798,000
10					850,000
11					900,000
12					920,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

11	昭和五十七年三月に支給する期末手当に関する改正後の法第十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号俸又は俸給月額につき一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第一号)の規定(同法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額(以下「旧俸給月額」という。)による俸給の月額及びその日において改正前の法の規定が適用されるとした場合に受けることとなる扶養手当の月額と、「俸給月額」とあるのは「旧俸給月額」とする。
12	調整期間において、管理職員である期間のうちに第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないこととなる期間のある職員には、その満たないこととなる期間、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額の月額の手当を支給する。
13	調整期間において、管理職員である期間のうちに、当該職員の受けるべき附則第三項又は第四項の規定による初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額が、当該職員が管
14	職員には、それぞれの手当につき、その満たないこととなる期間、その受けることとなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は運動手当の月額に満たないこととなる期間のある職員には、その満たないこととなる期間、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額の月額の手当を支給する。
15	一 当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額、調整手当及び筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額
16	務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第一百七号)第二条第一項の規定により派遣された職員に支給することができるものとし、そ
17	れは、同条第四項に規定する給与準則とみなす。附則第十二項及び第十三項の規定に基づく手当を支給された職員に対する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九百九十一号)の規定の適用については、これらの手当は、同法第四条第一項の給与に含まれるものとする。
18	昭和五十六年の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第一条に規定する基準日から当該基準日に係る同条後段の内閣総理大臣の定める日までの間ににおいて職員が管理職員である期間があるときは、同法及び同法の規定に基づき内閣総理大臣が定めた命令の規定並びに国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)附則第二項の規定を当該期間内に当該職員に対し適用する場合においては、附則第三項の規定の適用がないものとしてこれら
19	は、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定に基づいて支給された給与と同一のものとし、この法律の施行に必要な事項は、人事院規則で定める。
20	附則第五項から第十七項まで及び前項に定められた職員に支給することができるものとし、そ
21	は、附則第五項から第十七項まで及び前項に定められた職員に支給する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。
22	附則第十五項を削り、附則第十六項を附則第十五回とし、附則第十七項を削る。
23	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
24	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
25	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改め、同条第三項中「五十六万二千円」を「五十九万円」に改める。
26	第三条第二項中「八十八万円」を「九十二万円」に改め、同条第三項中「二万二千円」を「二万一千三百円」に改める。
27	第九条中「二万二千円」を「一万一千三百円」に改める。

改める。

附則第三項を次のように改める。

3 内閣総理大臣及び國務大臣に支給する調整手

当の月額に関する第七条の二の規定の適用につ

いては、当分の間、同条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する

法律第十一条の三第二項第一号中「百分の八」とあるのは、「百分の八」とする。

附則第四項から第六項までを削る。

別表第一の俸給月額の欄中「一、〇三〇、〇〇〇

円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」に、「八八〇、〇〇〇

円」を「九二〇、〇〇〇円」に、「八七〇、〇〇〇円」

を「九一〇、〇〇〇円」に、「八五五、〇〇〇円」を

「九〇〇、〇〇〇円」に、「七八五、〇〇〇円」を「七

九八、〇〇〇円」に改める。

別表第二の俸給月額の欄中「一、〇三〇、〇〇〇

円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」に、「八七〇、〇〇〇

円」を「九一〇、〇〇〇円」に、「八五五、〇〇〇円」

を「九〇〇、〇〇〇円」に、「七八五、〇〇〇円」を

「七九八、〇〇〇円」に、「六七五、〇〇〇円」を「七

一〇、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額の欄中「三四七、〇〇〇円」

を「三六四、五〇〇円」に、「三一七、〇〇〇円」を「三

〇一、〇〇〇円」と、「三五七、〇〇〇円」を「三

〇一〇、〇〇〇円」と、「三〇四、五〇〇円」を「三

〇〇〇円」と、「三〇四、五〇〇円」を「三一五、五〇

〇円」に、「一八四、五〇〇円」を「一九四、五〇〇

円」に、「一六九、〇〇〇円」を「一七八、五〇〇円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項、同条第三項、第四条第二項、第九条、附則第三項、別表第一の俸給月額の欄及び別表第二の俸給月額の欄の改正規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）別表第三の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

第一条 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第

一百六十六号）の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「五千四百五十円」を「五千

六百四十円」に改める。

第二十五条第二項中「五万三千五百円」を「五

万六千九百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条一第六条関係）

号	俸	指 定 职	職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
				俸 給 月 額	号 債	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1			円	404,000	1	326,300	253,300	159,900	159,900	159,900	159,900
2				445,000	2	340,000	263,800	225,400	225,400	225,400	225,400
3				496,000	3	353,800	274,500	234,000	234,000	234,000	234,000
4				548,000	4	367,600	285,200	242,800	242,800	242,800	242,800
5				591,000	5	381,300	296,200	251,600	251,600	251,600	251,600
6				636,000	6	395,000	307,200	260,700	260,700	260,700	260,700
7				691,000	7	408,600	318,200	269,800	269,800	269,800	269,800
8				745,000	8	422,200	328,900	279,000	279,000	279,000	279,000
9				798,000	9	435,700	339,500	288,300	288,300	288,300	288,300
10				850,000	10	449,000	349,900	297,300	297,300	297,300	297,300
11				900,000	11	459,200	360,000	306,300	306,300	306,300	306,300
					12	466,000	369,800	315,300	315,300	315,300	315,300
					13	472,700	378,400	324,200	324,200	324,200	324,200
					14	478,900	385,100	332,700	332,700	332,700	332,700
					15	484,200	391,800	341,000	341,000	341,000	341,000
					16		396,500	347,600	347,600	347,600	347,600
					17			353,900	353,900	353,900	353,900
					18			358,200	358,200	358,200	358,200
					19				366,800	366,800	366,800
					20				312,900	312,900	312,900
					21				318,400	318,400	318,400
					22				322,400	322,400	322,400

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 152,800	円 145,300	円 139,600	円 139,600	円 124,600	円 118,300	円 109,400	円 104,600	円 96,000	円 92,200
156,700	152,900	147,200	147,200	132,100	124,200	113,800	109,000		
160,500	160,500	154,800	154,800	139,600	131,400	118,300	113,400		
167,600	167,600	161,900	161,900	147,200	138,600	123,600	117,800		
174,600	174,600	168,900	168,900	154,800	145,800	130,000			
181,600	181,600	175,900	175,900	161,900	152,900	136,300			
188,500	188,500	182,800	182,800	168,900	159,500	142,500			
195,400	195,400	189,700	189,700	175,900	166,100	148,700			
202,300	202,200	196,500	196,500	182,800	172,700	153,500			
209,200	209,000	203,300	203,300	189,700	179,300				
216,100	215,700	210,000	210,000	196,500	185,800				
222,900	222,400	216,700	216,700	203,200	192,300				
229,500	228,900	223,200	223,200	209,900	198,600				
236,100	235,400	229,700	229,700	216,200	204,800				
242,700	241,900	236,200	236,200	222,300	210,000				
249,400	248,600	242,800	242,700	228,400	214,900				
256,200	255,400	249,600	249,400	234,500	219,800				
263,100	262,300	256,400	256,100	240,300	224,500				
269,900	269,100	263,200	262,800	246,100	229,200				
276,600	275,700	269,800	269,400	251,900					
283,200	282,300	276,400	276,000	257,600					
289,600	288,700	282,800	282,400	263,300					
295,700	294,800	288,900	288,400	269,000					
301,700	300,800	294,900	294,400	274,200					
307,700	306,800	300,900	300,400	279,000					
313,100	312,200	306,300	305,800	283,700					
318,100	317,200	311,300	310,800						
323,100	322,200	316,000	315,500						
327,800	326,900	320,700	320,200						
332,500	331,600								

める者で政令で定めるものとする。

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 153,000	円 145,500	円 139,800	円 139,800	円 124,800	円 118,400	円 109,500	円 104,800	円 96,200	円 92,300
156,900	153,100	147,400	147,400	132,300	124,300	113,900	109,200		
160,700	160,700	155,000	155,000	139,800	131,500	118,400	113,600		
167,800	167,800	162,100	162,100	147,400	138,800	123,700	118,000		
174,900	174,900	169,200	169,200	155,000	146,000	130,100			
181,900	181,900	176,200	176,200	162,100	153,100	136,400			
188,900	188,900	183,200	183,200	169,200	159,800	142,700			
195,800	195,800	190,100	190,100	178,200	166,400	148,900			
202,700	202,600	196,900	196,900	183,200	173,000	153,700			
209,600	209,400	203,700	203,700	190,100	179,600				
216,500	216,100	210,400	210,400	196,900	186,100				
223,300	222,800	217,100	217,100	203,600	192,600				
229,900	229,300	223,600	223,600	210,300	198,900				
236,500	235,800	230,100	230,100	216,600	205,100				
243,100	242,300	236,600	236,600	222,700	210,300				
249,800	249,000	243,200	243,100	228,800	215,200				
256,600	255,800	250,000	249,800	234,900	220,100				
263,500	262,700	256,800	256,500	240,700	224,800				
270,300	269,500	263,600	263,300	246,500	229,500				
277,100	276,100	270,200	269,900	252,300					
283,900	282,700	276,800	276,500	258,000					
290,300	289,100	283,200	282,900	263,700					
296,400	295,200	289,300	288,900	269,400					
302,400	301,200	295,300	294,900	274,600					
308,400	307,200	301,300	300,900	279,400					
313,800	312,600	306,700	306,300	284,100					
318,800	317,600	311,700	311,300						
323,800	322,600	316,400	316,000						
328,500	327,300	321,100	320,700						
333,200	332,000								

める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係）

階級 号俸	陸 海 空	將 將 將	陸 海 空	將 將 將	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉
	俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	(一)	(二)							
1	384,000	351,900	305,600	263,400	227,900	—	184,400	161,200	161,200
2	423,000	366,100	316,900	272,500	236,100	218,900	192,200	168,600	168,600
3	471,000	380,300	328,200	282,800	245,200	226,900	200,300	176,000	176,000
4	521,000	394,500	339,200	293,800	254,300	235,000	208,400	183,400	183,400
5	562,000	408,600	350,200	305,100	263,400	244,100	216,500	190,800	190,800
6	604,000	422,700	361,200	316,400	272,500	253,100	224,400	198,300	198,300
7	656,000	436,700	372,200	327,700	281,700	262,100	232,300	205,900	205,900
8	708,000	450,600	383,200	338,700	290,900	271,100	239,900	213,400	213,400
9	758,000	464,400	394,200	349,600	300,400	279,900	247,500	220,800	220,800
10	808,000	475,000	405,200	359,900	309,900	288,600	255,100	228,100	228,100
11	855,000	482,000	416,200	370,000	319,400	297,300	262,700	235,200	235,200
12		488,900	427,200	379,800	328,800	306,000	270,300	242,300	242,300
13			438,400	388,400	338,200	314,600	277,900	249,400	249,400
14			446,100	395,100	347,500	323,100	285,100	256,500	256,500
15			452,000	401,800	356,600	331,500	292,300	263,700	263,700
16			457,900	406,800	365,600	339,000	299,500	271,000	271,000
17			463,500	411,800	374,200	345,200	306,200	278,000	278,000
18				416,800	380,900	350,900	312,500	284,800	284,800
19				421,800	387,600	356,000	318,800	291,400	291,400
20				426,800	392,600	361,000	325,000	297,800	297,800
21					397,600	366,000	330,700	303,900	303,900
22						402,600	371,000	335,700	309,900
23							376,000	340,700	315,900
24								345,400	321,300
25									326,300
26									331,300
27									336,000
28									340,700
29									
30									

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占

第二条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。別表第二

自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係）

階級 号俸	陸 海 空	將 將 將	陸 海 空	將 將 將	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉
	俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	(一)	(二)							
1	404,000	353,700	307,000	264,200	228,700	—	184,700	161,500	161,500
2	445,000	368,000	318,400	273,400	236,900	219,500	192,600	168,900	168,900
3	496,000	382,300	329,800	284,200	246,000	227,600	200,700	176,300	176,300
4	548,000	396,500	340,900	295,200	255,100	235,700	208,800	183,700	183,700
5	591,000	410,700	352,000	306,500	264,200	244,800	216,900	191,200	191,200
6	636,000	424,900	363,100	317,900	273,400	253,800	224,900	198,700	198,700
7	691,000	438,900	374,100	329,300	282,600	262,800	232,800	206,300	206,300
8	745,000	452,900	385,100	340,300	291,900	271,800	240,400	213,800	213,800
9	798,000	466,800	396,100	351,200	301,400	280,700	248,000	221,200	221,200
10	850,000	477,500	407,100	361,600	311,000	289,400	255,600	228,600	228,600
11	900,000	484,500	418,100	371,800	320,500	298,100	263,200	235,700	235,700
12		491,400	429,100	381,600	330,000	306,800	270,800	242,800	242,800
13			440,400	390,200	339,400	315,500	278,400	249,900	249,900
14			448,200	396,900	348,800	324,000	285,700	257,000	257,000
15			454,100	403,600	357,900	332,500	292,900	264,200	264,200
16			460,000	408,600	366,900	340,000	300,100	271,500	271,500
17			465,600	413,600	375,500	346,200	306,800	278,500	278,500
18				418,600	382,200	351,900	313,100	285,300	285,300
19				423,600	388,900	357,000	319,400	292,100	292,100
20				428,600	393,900	362,000	325,600	298,500	298,500
21					398,900	367,000	331,300	304,600	304,600
22						403,900	372,000	336,300	310,600
23							377,000	341,300	316,600
24								346,000	322,000
25									327,000
26									332,000
27									336,700
28									341,400
29									
30									

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占

(施行期日等)
附 則

る額。附則第五項において同じ。)とする。

(俸給の切替え)

1. この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表第一の改正規定(指定職の欄に係る部分に限る。)並びに第二条及び附則第十二条の規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2. 第一条の規定(別表第一の改正規定(指定職の欄に係る部分に限る。)を除く。次項において同じ。)による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3. 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間(以下「調整期間」という。)において、職員が次の各号に掲げる割合以上の割合による俸給の特別調整額を受けるべき官職を占める職員(以下「管理職員」という。)である

期間(当該俸給の特別調整額を支給されない期間を含む。以下「管理職員である期間」という。)に係る当該職員に支払う俸給及び扶養手当(これららの給与の月額が他の手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の算定の基礎となる場合における当該他の手当並びに航空手当及び落下さん隊員手当を含む。)並びに初任給調整手当の額は、

新法の規定及び前項の規定にかかわらず、従前の例による額(当該俸給につき附則第七項から第九項までの規定の適用を受ける場合その他給理府令で定める場合にあっては、これらの規定を適用して決定された俸給月額に対応する第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第七までに定める

その他これに準ずるものとして総理府令で定められた規定による額に限る。)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。)の規定による改正前の別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第一号。以下「一般職給与改正法」という。)による改正前の別表第一若しくは別表第二又は改正第五(ハを除く。)から別表第七までに定められた規定による額に限る。)による改正前の別表第一若しくは別表第二又は改正第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けたこととなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月

4. 調整期間において、管理職員である期間のある職員のその管理職員である期間における住居手当及び通勤手当については、新法の規定及び附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の管理職員である期間のある職員(この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当(以下「経過的住居手当」という。)を支給することとされたいた管理職員であ

る職員のうち、新法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法による改正後の一般職給与法第十一条の七の規定による法律(以下「改正後の一般職給与法」という。)第十五条の七の規定による場合は住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による場合に住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当の額が同条の規定による額に達しないこととなる職員(以下この項において「旧法有利職員」という。)を除く。)に係る当該管理職員である期間又は旧法有利職員が受けた経過的住居手当につき総理府令で定める事由が生じた後に住居手当の支給を受けることとなる場合における当該支給を受ける期間のうち、当該職員の住居手当が新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当を支給されていた期間(管理職員である期間を除く。)のうちに、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととな

5. 昭和五十六年四月一日(以下「切替日」といいう。)における職員の俸給月額は、附則第七項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が屬していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けたいた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対する等級と同一の当該職務の等級における号俸による額(管理職員にあつては、附則第三項の規定による従前の例による額)とする。

6. 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第六項及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十九号。以下「昭和五十四年改正法」といいう。)附則第九項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

7. 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

8. 切替日から施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けたこととなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月

9. 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

10. 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員が受けたいた俸給月額及びこれを受けたこととなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

11. 附則第五項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けたいた俸給月額は、旧法又は昭和五十四年改正法附則第九項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(住居手当に関する経過措置)

12. 切替期間において、旧法第十四条第三項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間(管理職員である期間を除く。)のうちに、新法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととな

る。)(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

13. 切替日から施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けたこととなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月

額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。切替期間において、昭和五十四年改正法附則第九項の規定により昇給した職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該昇給の日における俸給月額についても、同様とする。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

14. 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定める職員の切替日における俸給月額及びこれを受けたこととなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

15. 附則第五項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けたいた俸給月額は、旧法又は昭和五十四年改正法附則第九項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(住居手当に関する経過措置)

16. 切替期間において、旧法第十四条第三項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間(管理職員である期間を除く。)のうちに、新法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととな

る。)(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

17. 切替日から施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けたこととなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月

前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の七の規定により経過的住居手当を支給することとされたいた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の七の規定による住居手当に達しないこととなる職員の施行日から昭和五十七年三月三十一日（同日前に総理府令で定める事由が生じた職員については、総理府令で定める日）までの間（管理職員である期間を除く。）の住居手当についても、同様とする。

た場合に受けるべきであつた管外手当の月額」と、新法第二十五条第三項中「一般職給与法第十九条の三第二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」一部を改正する法律（昭和五十六年法律第一号）附則第十項の規定により読み替えて適用される一般職給与法第十九条の三第二項」と、「職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは職員の号俸又は俸給額につき一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第一号）の規定（同法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額（以下「旧俸給月額」という。）による俸給の月額及びその日において改正前の法の規定が適用されるとした場合に受けるべきであった扶養手当の月額」と、「学生が受けるべき学生手当の月額」とあるのは「旧法第二十五条の二の規定及び学生手当を受ける学生に対しても同月に支給する期末手当に關する新法第二十五条の規定の適用については、新法第十八条の三中「管外手当の月額」とあるのは「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第一号）第一項の規定（別表第一の改正規定（指定職の欄に係る部分に限る。）を除く。）によることとされる管外手当の月額」と、新法第二十五条第三項中「一般職給与法第十九条の三第二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」一部を改正する法律（昭和五十六年法律第一号）附則第十一項の規定により読み替えて適用される一般職給与法第十九条の三

自衛官	新法第四条第一項 に規定する参事官等	当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、航空手当及び落下さん隊員手当の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額の月額の合計額	新法第四条第二項 に規定する事務官等	当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額
	当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額	当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額	当該職員が新法の規定の適用を受けるとした場合に受けることとなる俸給の月額並びにその者の占める官職に係る俸給の特別調整額が俸給月額の百分の二の割合によるものであるとして新法の規定により受けることとなる俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額	当該職員が新法の規定の適用を受けるとした場合に受けることとなる俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の割合によるものであるとして新法の規定により受けることとなる俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額
額の合計額	当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、航空手当及び落下さん隊員手当の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額の月額の合計額	当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額	当該職員が新法の規定の適用を受けるとした場合に受けることとなる俸給の月額並びにその者の占める官職に係る俸給の特別調整額が俸給月額の百分の二の割合によるものであるとして新法の規定により受けることとなる俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額	当該職員が新法の規定の適用を受けるとした場合に受けることとなる俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の割合によるものであるとして新法の規定により受けることとなる俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額

16 調整期間において、管理職員である期間のうちに、当該職員の受けるべき附則第三項又は第四項の規定による初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額が、当該職員が管理職員以外の職員であるとして新法の規定の適用を受けるとした場合に受けたこととなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額に満たないこととなる期間のある職員には、それぞれの手当につき、その満たないこととなる期間、その受けることとなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額を減じた額の月額の手当を支給する。

17 前二項の規定に基づく手当の支給に關し必要な事項は、総理府令で定める。

18 附則第十五項及び第十六項の規定に基づく手当は、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第四十三条の規定により休職にされた職員に支給することができるものとし、その支給割合の決定その他の支給に關し必要な事項は、総理府令で定める。

19 附則第十五項及び第十六項の規定に基づく手当を支給された職員に対する新法第二十七条第二項の規定の適用については、これらの手当は、同項の給与に含まれるものとする。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の適用の暫定措置）

20 昭和五十六年の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第七条において準用する同法第一条に規定する基準日から当該基準日による同条後段の内閣総理大臣の定める日までの間（自衛官にあっては、内閣総理大臣が定める期間内）において職員が管理職員である期間があるときは、同法及び同法の規定に基づき内閣総理大臣が定めた命令の規定並びに国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）附則第七項において準用する同法附則第二

項の規定による給与の内払とみなす。

21 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（給与の内払）

22 附則第五項から第七項まで、第九項及び第十項の規定は、昭和五十七年三月三十一日において自衛官として在職していいた職員の同年四月一日における俸給月額の切替え等について準用する。この場合において、附則第五項中「号俸による額（管理職員にあつては、附則第三項の規定による従前の例による額）」とあるのは「号俸による額への委任」。

（政令への委任）

23 附則第五項から第十九項まで及び前二項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律）

24 附則第五項から第十九項まで及び前二項に定めた（予備審査のための付託は同日）

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

17 職員が昭和五十六年度中に退職した場合における退職手当の支給に関する法令の適用については、同年度内に俸給月額を改定する法令（その施行の日が昭和五十七年四月一日までのものに限る）が制定され、又はこれに準ずる給与準則が定められた場合について準用する。この場合において、前項中「俸給月額」とあるのは、「基本給月額」と読み替えるものとする。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

十二月二十一日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は同日）

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

18 前項の規定は、昭和五十六年度内に第五条第三項の基本給月額の算出の基礎となるべき扶養手当の月額又はこれに相当する給与の月額を改定する法令（その施行の日が昭和五十七年四月一日までのものに限る）が制定され、又はこれに準ずる給与準則が定められた場合について準用する。この場合において、前項中「俸給月額」とあるのは、「基本給月額」と読み替えるものとする。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。